

9 月 8 日（金）

（第 1 日 目）

平成29年第3回南関町議会定例会（第1号）

平成29年9月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

11番 橋 永 芳 政 君

1番 立 山 比呂志 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 報告第2号 平成28年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第6 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成29年度南関町一般会計補正予算（第2号））

日程第7 議案第38号 南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第39号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第40号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第41号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第42号 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第43号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第44号 平成28年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第45号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第46号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 議案第47号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第48号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第49号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第50号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第51号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第52号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第53号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第54号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第55号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第56号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第57号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第58号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第59号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第29 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第30 一般質問

① 9番議員 ② 6番議員 ③ 5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 9番 山口純子君 |

10番 本 田 眞 二 君

11番 橋 永 芳 政 君

12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 田 口 浩 君 (平成29年9月8日逝去)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町	長	佐 藤 安 彦 君	税務住民課長	赤 木 二三也 君
副 町	長	雪 野 栄 二 君	福 祉 課 長	北 原 宏 春 君
教 育	長	大 里 耕 守 君	経 済 課 長	西 田 裕 幸 君
総 務 課 長		大 木 義 隆 君	建 設 課 長	古 澤 平 君
会 計 管 理 者		寺 本 一 誠 君	教 育 課 長	島 崎 演 君
まちづくり課長		坂 田 浩 之 君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深 浦 正 勝 君

書 記 橋 本 真由美 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回南関町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番議員、1番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から9月14日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月14日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成29年度町村議会正副議長研修会についてです。本研修会については、去る8月3日、熊本市市町村自治会館で開催されました。研修では、政治ジャーナリストの泉浩氏を講師に迎え、「政局夏の陣 展望揺らぐ安倍一興政権 人事で出直しになるか」というテーマで講演がありました。当日行われた安倍改造内閣の人事について解説、また内閣支持率の行方や衆議院解散の時期など、講演者の所見を交えながら詳しく解説されました。

報告の第2点は、平成29年度町村議会議長、常任委員長、議会運営委員長研修会についてです。本研修会は、去る8月22日、美里町文化センターで開催されました。研修では、東京大学名誉教授の大森彌氏を講師に迎え、「二元的代表制の意義と議会の機能強化」というテーマで講演がありました。住民が議会議員と首長を

直接別々に選挙で選ぶという二元代表制の下では、議会が首長を選ぶではないから与野党関係のない。憲法では議会は自治機関とされており、地方自治の根幹は議会にある、しかし、実際は首長は予算編成権、議案提出権、さらに議会の審議に加わることができるなど、制度的に執行部が優位となっている。執行部は物事を企画立案し、それを自ら執行している機関なのであるから、議会の監視が必要であるといったような話がありました。

報告の第3点は、例月出納検査報告及び平成29年度第1回定期監査の結果についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、平成28年度の本年5月分、平成29年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び平成29年度第1回定期検査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第4点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。議員研修報告を申し上げます。文教厚生常任委員会委員長、鶴地です。

南関町議会議長、酒見喬様。

議員研修、長野県下條村、須坂市の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 日 時 平成29年7月3日～5日
2. 場 所 長野県下條村、長野県須坂市
3. 出席者 酒見喬、橋永芳政、立山比呂志、杉村博明、井上忠俊、立山秀喜、境田敏高、打越潤一、鶴地仁、山口純子、本田眞二
4. 随 行 深浦正勝議会事務局長、北原宏春福祉課長
5. 研修の目的と内容です。

まず1として、少子化、財政健全化対策、先駆的な対策をとり、奇跡の村といわれ、全国の自体から視察が絶えない下條村の取り組みを研修した。下條村は、長野県の最南端に位置し、人口3,836人（平成29年4月1日現在）、面積38平方キロの村である。取り組まれてきた特記すべき策を列記すると、資材支給事業、村道や農道、水路などの小規模な整備を住民自らが行き、村がその資材を支給するが、住民に手当は出ない。平成4年から27年までの実績は1,647カ所に及び、資材費総額3億796万円、補助金が絡めば規格通りにしなければならないが、必要最低限度の仕組みで済み、工期短縮、経費節約につながっている。

若者定住促進住宅の建設、平成9年度から18年度に若者定住対策として10棟、

124戸が建設された。こちら補助金を使わないことで、入居者の選択がフリーとなり、家賃を格安とし、入居条件を子どもがいるか、これから結婚をする若者に限定し、村の行事への参加や消防団への加入を条件とした。これにより、平成28年10月の入居者が162人、このうち村外からの入居者は6割の98人となっている。

次に、少子化対策、高校生までの医療費無料化、平成16年度から中学生まで、平成22年度から高校卒業まで拡大。保育料の軽減、給食費補助、定住促進住宅、新增築・増改築工事補助事業、用地取得・宅地造成補助事業、入学祝い金、出産祝い金、高等学校等通学補助等と、前述の若者定住対策により、合計特殊出生率は平成10年から14年、1.97人（全国平均は1.29人）、平成15年から19年、2.04人、平成20年から24年、1.86人、平成27年は1.82人となっており、高い出生率となっている。

下水道の取り組み、国・県が推進した下水道事業を採用せず、イニシャルコスト、ランニングコストを考え、村全体を合併浄化槽一本に決定。平成27年度までの総事業費8億9,783万円、972基。国が推進する施策を安易に選択せず、身の丈に合った事業を展開。

次に、職員の意識改革、全職員を民間企業の研修に行かせ、直接顧客と接する物品販売の店頭で、民間の厳しさやコスト意識、スピード感、効率といったものを身に付けさせ、目の前にしてきたお役所仕事を消していった。ピーク時50人以上いた職員は現在、正規38名（うち育休2名、保育士7名、保健師2名、図書館司書1名含む）、小中学校講師3名、嘱託職員22名である。人口1,000人当たりの一般行政職員は8.37人で、類似団体平均18.14人の46.1%の職員数である。

これらの施策により、平成2年の3,859人まで続いていた人口減少は増加に転じ、平成17年には4,204人にまで上昇するという効果を上げている。平成29年には3,836人と減少しているが、厚生労働省が公表した2040年の地域別将来推計人口では、全国のほとんどの自治体が大幅な減少を推計された中では、小幅な減少となっており、2010年比でマイナス8.2%は交通の便が悪く、7割が山林という地にあっては健闘している自治体といえる。

財政状況については、平成28年度の決算で負債残高10億3,183万円、うち交付税措置を引いた実質起債残高は1億5,831万円、基金現在高は72億7,679万円という数字は、驚くべき健全財政であり、少子化対策と併せ、まさに奇跡の村といえる。

2番目として、保健保導員制度、平成24年に健康長寿県として全国一となった

長野県、要因の一つとなって保健保導員制度の発祥の地である同県の須坂市における健康維持の取り組みを研修した。人口5万1,269人（平成29年4月1日現在）、面積150平方キロの市は、県北に位置し、昭和62年に自分の健康は自分でつくるという健康都市宣言を行っている。昭和20年の保健保導委員会に始まり、昭和33年から一家に一人保健保導員を目指して引き継がれている。

制度の特徴です。保導員の役割は、地域保健活動の向上と健康づくりにあり、活動推進のため自ら学び実践されている。区長から推薦され、区の役員として女性を選出されている。任期は2年間であり、現在の保導員数は269名である。平均年齢60歳の保健保導員利用件数世帯数は平均70世帯となっている。具体的に実践活動として、食育に関する活動に積極的に取り組み、減塩活動では塩分の摂りすぎの弊害や、塩分摂取の実態を学習し、家庭での味噌汁の塩分濃度測定、尿中塩分測定を実施して、減塩食に取り組んでいる。禁煙活動では、タバコの害の学習、受動喫煙調査、啓発活動、公会堂の禁煙実施、高齢者のふれあいサロンの開催や健康体操の会では、須坂エクササイズの出前講座を、市内55カ所、市外4カ所で開催。任期終了後も継続して、健康づくりと仲間づくりに努め、任期中に学んだことを継続して実践している。制度として定着し、半世紀以上にわたり長続きしているのは、義務として引き受けただけではなく、利他的行動変化をもたらしたのであろう。再任をしないことで多くの人に参加できるようにし、1回に1人の保導員を目指している須坂市の取り組みは平成28年に緑綬褒章を授章しているがなるほどとうなずけるものであった。

5、考察人口減少、少子高齢化が進行する本町にとって、下條村と須坂市の取り組みは大いに参考になるものであり、見習い、実践すべきと思われる内容であった。以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第5点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長より、委員会の調査及び研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員研修報告。

南関町議会議長、酒見喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

記

1. 日 時 平成29年7月3日～5日
 2. 場 所 名古屋市 玉三屋食品
 3. 出席者 酒見議長以下、全議員
- 随 行 佐藤町長、深浦事務局長、北原福祉課長

説明者 株式会社ASK商会 開発部長 小林靖典
中尾産業社長 坂井設計コンサルタント

4. 研修内容

ASK商会、小林部長より、名古屋市の玉三屋食品でERCM（次世代型有機物減容装置）設置状況及び運用状況の説明を受けた。玉三屋食品では20立方メートル（5トン）、処理能力の装置が導入されていた。当工場では朝15立方メートル、夕方15立方メートル、合計30立方メートルを8時間で処理を行っていた。減容率は当初の説明では300分の1から500分の1といわれていたが、玉三屋食品では1,000分の1であった。当日は炉からセラミック（焼却灰）の排出時であり、2カ月目でドラム2個分ぐらいの量が排出されていた。また、炉より出てくる煙、におい、ガスなど、ほとんどなく、街中でも問題なく対応できる。人件費もほとんどいらず、イオンと空気を使って処理するため、ダイオキシンが発生しなく、遠赤外線を使って処理するため、熱が伝わりにくく、塩化水素の発生が少なく、炉に負担がかからないため、長く（50年）使用できる。セラミックもリサイクルできるので、産廃処理費用も少なくて済む。低コストで補助燃料が不要、電力も月5万円程度で済む。24時間365日連続運転が可能。ごみの分別がいらないため、何でも処理できる（鉄、金属以外）。南関町でもごみ処理費用はかなりの負担があるので、試験的でも取り組むのを検討していく必要があると思う。

2番目に、委員会報告をします。

南関町議会議長、酒見喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

1. 日 時 平成29年6月29日 午前9時から
2. 場 所 宮尾の現地、元第三保育園
3. 出席者 立山比呂志、杉村博明、山口純子、橋永芳政、立山秀喜
地元議員で本田眞二
宮尾東区区長、荒木幾敏
宮尾中区長、杉本武保
宮尾西区長、前川政秀
県玉名地域振興局土木部工務課治水港湾班
野口班長、山田参事
県玉名地域振興局農林部林務課、松崎参事
副町長、雪野栄二
経済課課長補佐、東田彰夫
課長補佐、田口明、係長、細貝両作
建設課課長、古澤平、課長補佐、武田信幸

防火林道の現地確認内容

防火林道の整備により出来た溪流の窪地3カ所の溪流排水のコルゲート管で、下流域に排水してあり、大雨時は流木等がつまり、道路が決壊する恐れがないか。また、林道の下には新幹線のトンネル工事が行われ、発破が使用されており、地盤に何らかの影響を与えているかもしれない。昨年の大雨等を考えると、いつ道路が決壊し、下流域に被害が及ばないように、砂防ダム等の建設ができないか検討してもらいたい。

県・町からの説明

窪地3カ所の排水の呑み口は流木等の流入の形跡はないが、落石や枯れ葉が詰まる可能性があるので、林道の管理委託業者に定期的に点検清掃を行うよう指示を徹底する。また、この林道の構造は、砂防堰堤より土砂止めに対する強度は高いと判断しており、道路上にあるき裂についても盛土部の想定沈下の範囲内のものである。よって、現時点では、林道下部に堰堤を造る必要はないと思う。

委員会及び地元からの意見

維持管理の徹底と管理委託業者による点検清掃を十分に行っていただきたい。

瓶焼川の砂防ダムに比べ、宮尾川上流の砂防ダムは規模が小さい。50何年も昔の規格で建設されているため不安である。現在の規格での改修設置はできないか。

県からの説明

宮尾川の上流の砂防ダムについては、平成28年7月に調査を行っているが、築年次は古いが、構造上の問題はない。上流域の想定土砂量によりダムの規格がきまるため、宮尾川上流のダムについては現状で問題はない。土石流危険箇所の調査の中で危険度が高かった宮尾川上流のダムと、瓶焼川の溪流の調査を現在計画しているところである。

委員会及び地元からの意見

現行の宮尾川の上流域の調査を実施していただき、ダムの建設をお願いしたい。

県営南関西部西地区改良事業進捗状況確認

当初、2工期で計画されていたが、3工期に変更されていた。1工期は既に終わっており、田植が進んでいる状況である。今後、2・3工期の改良事業が10月より始まるが、遅れがないようにしていただきたい。

元町立第三保育園譲渡処分について

元第三保育園は、平成22年統廃合により廃園となっており、維持管理のみ総務課で行っているが、有効活用の計画はない。そこで、隣接するグループホームより活用したい旨の申入れがあった。譲渡の使用としては、更地にして有償譲渡、現状のままの無償譲渡。

委員会の意見

土地の評価額より解体費用が高いため、更地で譲渡処分するより、現状のままで無償譲渡を望む。

加工センターの設計図検討

加工センターの設計図が提案されたが、委員会としては加工室洗面所の位置が悪いため、再度検討する必要がある。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第6点は、委員会報告についてです。

議会運営委員会委員長より、委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。議会運営委員長、井下忠俊君。

○議会運営委員長（井下忠俊君） おはようございます。委員会報告を行います。

南関町議会議長、酒見喬様。南関町議会運営委員会委員長、井下忠俊。

委員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 調査事件 議会ペーパーレス化事業について
2. 期 日 平成29年5月18日・19日
3. 出席者 井下忠俊、鶴地仁、境田敏高、立山秀喜、立山比呂志
酒見喬、橋永芳政
随行者として、深浦正勝

4. 調査内容

まず18日、篠栗町では、ここは福岡県糟屋郡にあり、森林セラピー基地認定の地域で、人口3万1,213名、面積38.9キロ平方メートルで、南関町と比べ人口密度の高い町といえる。篠栗町では、議案書類の郵送、手渡しや大量の印刷物、また資料の差し替え等に対する解決法としてタブレット導入の検討をはじめ、平成24年9月から平成25年12月までの1年半をかけ、議会の改革に取り組み、費用対効果やシステムの種類、また管理も含めたところの対応について等の問題点もある中で、議会のIT化として、26年9月議会から運用を始め、町全体としてのペーパーレス化の推進を始めた。システムについては、閲覧機能の制限はあるが、セキュリティの確保ができるために、Wi-Fiを選択、無料アプリについてはスムーズミーティングを採用している。導入経費については、初期費用としてシステム導入費約300万円、Wi-Fi設置費約600万円、維持費用は通信費約300万円、これは年です。年間保守点検委託料約100万円である。同時に対応タブレットの使用制限や情報提供などの規定、セキュリティに関する規定、端末機の実管理規定なども設けられている。

翌19日、嘉麻市、嘉麻市は福岡県の中央に位置しており、面積は135.11

平方キロメートルあるもの、市全体の約72%が森林であり、人口においても明治末期から昭和初期にかけ、炭坑の町として礎を築いてきたが、石炭産業の衰退等により人口減少が進み、現在は3万8,743名である。この嘉麻市においても、平成25年11月、議会運営委員会でペーパーレス化の協議が開始され、同12月、各常任委員会に諮られました。この時点で反対はゼロです。26年に入ってから、専門部会を立ち上げ、その中で端末はアンドロイド、無料アプリはサイドボックスに決定し、機器導入の決定や入札方式の決定がなされてきた。また、同時に補正予算計上やアプリケーション、またはタブレット端末使用の研修がなされてきた。そして、9月定例会から紙とタブレットの並行運用が開始され、27年度からは本格稼働となった。篠栗町や嘉麻市、どちらも費用対効果の面で紙の削減による数字だけを見れば、まだまだ足りないと思われるが、迅速な情報の共有や資料の作成や、差し替えの時間短縮や、それに携わる職員の労力、さらには議員活動の向上を考えれば、避けては通れないことだと思う。また、どちらも計画からわずか1年半でタブレットに移行している。あれこれ計画に時間をかけるより、本気で取り組んでみようという気持ちが一番なのかもしれないと思う。

以上、報告を終わります。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

閉会中に受理した請願は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、2件を配付としましたので報告いたします。

ここで、町長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成29年第3回南関町議会定例会において、平成28年度南関町一般会計ほか、歳入歳出決算認定、平成29年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

先ほど、議長から報告がありましたが、田口議員が今朝お亡くなりになられた一報をいただきました。田口議員におかれましては、現在、南関町議会議員として2期目であり、これまでは南関町商工会会長などを歴任され、南関町の発展に大きな御貢献をいただけてきました。病気のため、入院治療をされておりましたが、一日も早く良くなられて、今後ますますの御活躍を期待していたところであり、残念で仕方ありません。改めて田口議員に対し敬意を表しますとともに、御冥福をお祈りいたします。

昨年は、熊本県におきましては、これまで記憶がないような災害が多い年でありました。今年こそは災害のない年であってほしいと願っておりましたが、九州内では7月の台風3号の通過後の局地的な集中豪雨により、福岡県朝倉市、大分県日田市などを中心に、多くの方が亡くなられ、信じ難いような被害が発生しました。まずは、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を願うところであります。

南関町におきましては、梅雨時期の集中豪雨や台風の上陸がある中で、特に大きな被害は発生しておりませんが、昨年発生しました災害件数が多く、全力で取り組んではおりますが、復旧が少し遅れておりますので、町民の皆さまにも御理解をいただきながら、一日も早い復旧を進めてまいりたいと思います。

また、今後も予想できないような集中豪雨や台風など、いつどこで発生するか分からない災害にも、これまで以上に気を引き締めていかなければなりません。改めて、議員の皆さまとともに、災害に対する体制の強化や住民の皆さまに対する啓発の強化を図っていきたいと考えております。

本年度は、町主催の防災訓練を10月29日、日曜日に、第2校区で開催する計画でありますので、御支援と御協力をお願いいたします。

さて、国においては、1億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続けられておりますが、そのような中において、ふるさと納税に係る返礼品の問題、地方自治体の基金残高増加の問題への対応などの心配をしておりましたが、新しく総務大臣に就任された野田聖子大臣からは、これまでの考えとは異なる地方を守るべき立場での言葉が出てきたことは、地方が活力を保ち続けるためにも期待がもてるものであると思います。

しかしながら、地方交付税も年々減額されている現状であり、これまで以上に慎重な行財政運営に努めていかなければなりませんので、議員の皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

現在の町の動きとしては、ここ数年の企業の立地・増設が顕著でありまして、今年度に入っても企業の増設が続いており、5月26日に株式会社橋本製菓の新工場竣工式が行われ、8月23日にはエイティー九州株式会社の第二鑄造工場の竣工式が行われました。また、5月31日に熊本工機株式会社、7月21日に株式会社モロフジケミカルと、2社共に3億円の投資額とした工場増設の協定を締結しており、今後も引き続き企業の立地に向けた取り組みと雇用の創出を推進していきたいと考えております。

南関町の山の再生と孟宗竹を活用したバンブーフロンティア事業も工場の建設が進められており、年内の完成、年明けの創業に向けて着実に事業が進められている

ようであります。今後は竹の伐採、収集等も発生しますので、町としても関係者の皆さまへも早めに情報をお知らせできるように対応していきたいと思っております。

役場庁舎等の建設を含めたコンパクトシティ構想については、7月1日に町庁舎等基本計画及び基本設計業務プロポーザル審査会を公開で開催し、福岡市の内藤建築事務所九州事業所が優秀賞に選ばれ、既に契約を締結し、業務に着手されておりますので、今後は住民の皆さんの意見をお聞きするための行政懇談会も本定例会後に各校区で開催し、機会があるごとに町民の皆さまにもお知らせしていきたいと考えております。

ふるさと納税にも直接関係あるふるさと応援団の事業活動については、法人化も図られ、ますます充実したものになると思われませんが、返礼品の額等に対する国からの指導も行われており、少し厳しいものとなっております。しかし、今年度中には地方創生拠点整備交付金を活用した加工品開発センターも完成予定でありますので、たくさんの方に御活用いただき、新たな加工品の開発、販路の拡大等につなげることができればと期待しているところであります。

スポーツ関係では、5月にホテルセキアにおいて、第11回全国スポーツクラブ会議が開催されましたが、今後は10月7日（土）に南関町スポーツコミッションによるイートランをホテルセキアで、10月8日（日）トッパの日には関町商店街において昨年に引き続きいす-1グランプリを開催することとしておりますので、議員の皆さまをはじめ、南関町からもたくさんの方に御参加いただきたいと思います。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、平成28年度財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが1件、南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定についてが1件、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが4件、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定のほか、各特別会計の歳入歳出決算認定についてが8件、平成29年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が4件、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてが1件、業務委託変更契約の締結についてが1件を提案しています。

特に一般会計補正予算は、介護保険費の介護保険基盤緊急整備特別対策事業補助金2,526万7,000円、同じく介護保険費の施設改正の準備経費助成特別対策事業補助金1,740万円、農地等災害復旧費の現年災3,230万円、河川等災害復旧費の現年災870万円などを増額し、一般会計の総額を62億7,152万5,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第 5、報告第 2 号から日程第 2 8、議案第 5 9 号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 5、報告第 2 号から日程第 2 8、議案第 5 9 号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） 〔議案名朗読〕

日程第 5 報告第 2 号 平成 2 8 年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第 6 議案第 3 7 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成 2 9 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号））

日程第 7 議案第 3 8 号 南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 9 号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 0 号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 4 1 号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 4 2 号 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 4 3 号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 4 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 5 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決

算認定について

- 日程第 16 議案第 47 号 平成 28 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 48 号 平成 28 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議案第 49 号 平成 28 年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 議案第 50 号 平成 28 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 議案第 51 号 平成 28 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 議案第 52 号 平成 28 年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 議案第 53 号 平成 29 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 54 号 平成 29 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 55 号 平成 29 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 56 号 平成 29 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 57 号 平成 29 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 58 号 平成 29 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 28 議案第 59 号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 報告第 2 号、平成 28 年度南関町財政健全化判断比率の状況について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条におきまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されております。

次のページを御覧ください。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が9,427万9,000円の黒字でございましたので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めました実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。

また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.1%となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますが、早期健全化基準350%に対しまして、当町の将来負担比率はございませんでした。

なお、監査委員の意見書は別添のとおりでございます。特に指摘すべき事項はないとされております。

以上、御報告いたします。

続きまして、第37号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南関町一般会計補正予算（第2号）を平成29年7月3日に専決処分いたしましたので、同3条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年6月28日に、公益財団法人イオン環境財団から木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業に係る補助金の交付決定通知があったことから、予算を調整し専決を行ったものでございます。

内容につきましては、平成29年度南関町一般会計補正予算書（第2号）で御説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,403万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,812万7,000円といたしております。

2ページと3ページは、歳入歳出についての補正額の一覧でございます。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出についての事項別明細でございます。

6 ページをお開きください。歳入についての御説明でございます。20 款諸収入、4 項雑入、2 目雑入に1,403 万3,000 円を追加して、2,770 万7,000 円としております。4 節雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、公益財団法人イオン環境財団からの補助金でございます。

7 ページは歳出についての説明でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費に1,403 万3,000 円を追加しております。8 節報償費に9 万7,000 円は協議会委員謝礼、9 節普通旅費に79 万1,000 円は先進地視察及び会議に伴う旅費、13 節委託料に1,314 万5,000 円は木質バイオマスエネルギー導入計画策定業務委託料でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第38 号議案、南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由及び条例の内容について御説明申し上げます。

南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由としましては、現在、加工品開発センターの建設に向け取り組んでおり、平成30 年2 月末での完成、4 月からの供用開始に向け準備を進めております。また、供用開始後の管理運営につきましては、指定管理者が行う計画としており、指定管理者の公募を行う必要もあり、適正な管理運営を行うにあたり、条例を制定する必要があるため、提案をさせていただくものでございます。

次のページをお開きください。第1 条は、条例制定の趣旨を規定しております。第2 条は、施設の設置としまして、新しい加工品の開発、第一次産業の活性化、農業所得の向上、就業機会の確保を目的に、南関町大字関町454 番地1 に設置することを規定するものでございます。第3 条は、施設における業務を規定するものであり、1 項から3 項までの業務を行うこととしております。第4 条は、休館日に関する規定、第5 条は開館時間に関する規定、第6 条は指定管理者の管理に関する規定、第7 条は指定管理者が行う業務に関する規定。

次のページをお開きください。第8 条は指定管理者が行う管理の基準に関する規定、第9 条は指定管理者の指定の手續等に関する規定、第10 条は指定管理者の管理の期間に関する規定、第11 条は使用の許可に関する規定、第12 条は利用の制限に関する規定。

次のページをお開きください。第13 条は利用料金に関する規定で、利用料金に

つきましては、次のページの別表により定めているところでございます。

お戻りいただいて、第14条は利用料金の減免に関する規定、第15条は権利譲渡等の禁止に関する規定、第16条は設備の変更等の禁止に関する規定、第17条は原状回復義務に関する規定、第18条は損害賠償に関する規定、第19条に委任としまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めると規定しております。

附則としまして、1項に施行期日を平成30年4月1日から施行すると規定しており、2項に準備行為として指定管理者の指定に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができると規定しております。

以上で、加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定に関する説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第39号議案、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第65号）が改正されたことに伴い、今回、南関町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。法律が改正され、特定個人情報の提供の制限を定めました第19条に、新たな文言及び号が加えられ、また新たに第26条が加えられたことにより、条及び項にずれが生じたので、整理する必要があるため条例を改正するものでございます。

次ページをお開きください。条例の内容を御説明いたします。第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条第2項において同じ。）」を加えることとしております。

次に、第35条第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8条に規定する条例事務関係情報照会者若しくは情報提供者」に改めることとしております。

第36条第1項第1号エ中「番号法第28条」を「番号法第29条」に改めることといたしております。

また、附則として、公布の日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第40号議案、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第65号）が改正されたことに

に伴い、今回、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものでございます。法律が改正され、特定個人情報の提供の制限を定めた第19条に新たな文言及び号が加えられ、また新たに第2条が加えられたことにより、条及び項にずれが生じたので、整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

次ページをお開きください。条例の内容を説明いたします。第2条第3号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改めるといたしております。

また、附則として、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第41号議案、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第65号）が改正されたことに伴い、今回、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。法律が改正され、特定個人情報の提供の制限を定めた第19条に新たな文言及び号が加えられたことにより、項にずれが生じたので、整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

次ページをお開きください。条例の内容を御説明申し上げます。第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるとしております。

また、附則として、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第42号議案、南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について。南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。

提案理由、南関町地内の農地の保全を図るためでございます。

内容につきましては、農地の小災害復旧工事を行うための補助事業の採択要件である農業振興地域の農用地区域内の農地を、農用地区域外の農地も含めた農地に改め、広く南関町地内の農地の保全を図るためでございます。

次のページをお願いいたします。改正内容を読み上げます。

南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例。南関町土木工事費補助条例（平成23年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「農業振興地域の農用地区域内の農地（以下「農地」という。）」を「農地（耕作の用に供されている土地）」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第43号議案、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。南関町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。

提案理由、大津山団地7号棟解体撤去のため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、大津山団地第7号棟、戸数4戸の解体工事に伴い、条例の別表の大津山団地の戸数を12戸から8戸に変更するものでございます。

次ページをお願いします。改正内容を読み上げます。

南関町営住宅条例の一部を改正する条例。南関町営住宅条例（平成9年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「大津山団地（昭和51年度建設）、12、南関町大字関町171番地1」を「大津山団地（昭和51年度建設）、8、南関町大字関町171番地1」に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を行います。

説明の途中でしたので、説明を続行してください。会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） それでは、第44号議案、平成28年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから第52号議案、平成28年度南関町宅地分譲事業特

別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して説明申し上げます。

地方自治法第233条第3号の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付さなければならぬために御提案するものでございます。

お手元にお配りしております決算認定用説明資料の平成28年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で御説明いたします。

最初に、説明資料の決算総括表を御覧ください。

一般会計歳入歳出決算と8件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の一番下の行の合計欄B列で歳入決算額98億672万7,909円、C列で歳出決算額95億5,813万4,794円、D列の差引残額は2億4,859万3,115円となり、前年度に対して1億4,041万509円、36.1%の減となる形式収支額となっております。

まず、第44号議案、平成28年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は72億3,962万9,000円、B列の歳入決算額で61億6,856万7,267円、C列の歳出決算額は60億5,641万9,140円で、D列の差引残額は1億1,214万8,127円となります。前年度に對しまして36.2%の減となっております。F列の翌年度へ繰り越すべき財源としての1,786万9,000円を差し引いたG列の実質収支額は9,427万9,127円です。同額を純繰越金として平成29年度に繰り越しており、前年度と比較しますと7,989万946円、45.9%の減となっております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としては10億6,863万6,000円となっております。

主なものといたしまして、農林水産事業費の農産物加工品開発センター建設事業、土木費の社会資本整備総合交付金事業、地域振興対策事業、災害復旧費の農地等災害復旧事業、河川等災害復旧事業等でございます。

また、不能欠損額は、町税の296万4,375円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページを御覧ください。

まず、1ページから3ページの歳入につきまして、3ページの歳入合計欄の収入済額61億6,856万7,267円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず10款地方交付税18億9,067万円、30.7%、1款町税11億5,521万6,654円、18.7%、14款国庫支出金9億2,683万7,029円、15.0%、続きまして21款町債6億845万5,000円、9.9%、15款県支出金4億7,766万2,649円、7.7%などとなっております。

4ページから6ページの歳出につきまして、6ページの歳出合計欄の支出済額6

0億5,641万9,140円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順に、まず3款民生費17億2,881万8,065円、28.5%、7款土木費10億3,277万725円、17.1%、2款総務費9億4,440万4,430円、15.6%、11款公債費6億6,752万1,103円、11.0%、4款衛生費4億8,061万2,687円、7.9%、9款教育費4億1,187万3,062円、6.8%などとなっております。前年度と比較いたしますと、歳入が3,258万3,450円、0.5%の増、歳出が9,615万1,396円、1.6%の増です。

歳入ではふるさと南関応援寄附金が9,322万4,829円、歳出で平成17年度からの繰越事業を含む社会資本整備総合交付金事業費の約6億7,200万円、住宅費の長寿命化型改善工事として8,654万6,648円、小学校費の各小学校の空調設備設置工事費として5,849万1,800円などが主なものでございました。

続きまして、また決算総括表を御覧ください。

次に、第45号議案、平成28年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は16億9,802万2,000円、B列の歳入決算額で17億903万3,320円、C列の歳出決算額は16億3,587万2,667円で、D列の差引残額は7,316万653円となります。同額を繰越金としまして、平成29年度に繰り越しております。前年度と比較しまして96万5,743円、1.3%の減となっております。また、不能欠損額といたしまして、国民健康保険税460万911円を不納欠損処理しております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、2ページの歳入合計欄の収入済額17億903万3,320円の構成比率は、大きい順に3款国庫支出金4億3,908万9,159円、25.7%、7款共同事業交付金4億1,584万9,474円、24.3%、5款前期高齢者交付金3億2,634万9,315円、19.1%、1款国民健康保険税2億2,919万9,922円、13.4%などがございます。前年度との比較では、国庫支出金の増などによりまして、1,982万1,945円、1.2%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額16億3,587万2,667円の構成比率につきましては、大きい順に、2款保険給付費10億5,498万3,902円、64.5%、7款共同事業拠出金3億4,446万4,360円、21.1%、3款後期高齢者支援金等1億3,896万5,329円、8.5%などとなっております。前年度との比較では高額療養費の増などによりま

して2,078万7,688円、1.3%の増となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。

第46号議案、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は1億5,983万円、B列の歳入決算額は1億5,641万181円、C列の歳出決算額も1億5,641万181円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページをお願いします。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億5,641万181円の構成比率は、大きい順に2款繰入金1億1,542万9,751円、73.8%、7款使用料及び手数料3,094万3,410円、19.8%などとなっております、前年度と比較しますと、国庫補助金、町債などの増により252万8,622円、1.6%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億5,641万181円の構成比率につきまして、大きい順に3款公債費7,443万4,686円、47.6%、1款総務費6,288万5,709円、40.2%、2款事業費1,908万9,786円、12.2%となっております、前年度と比較しますと、事業費の増などによりまして252万8,622円、1.6%の増となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。

次に、第47号議案、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は456万6,000円、B列の歳入決算額430万962円、C列の歳出決算額も430万962円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額430万962円の構成比率につきましては、大きい順に5款繰入金289万1,892円、67.2%、2款使用料及び手数料140万9,060円、32.8%などとなっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額430万962円の構成比率につきましては、1款総務費248万132円、57.7%、3款公債費182万830円、42.3%でございます。前年度と比較しますと、総務費の増に伴う繰入金の増額により、歳入歳出それぞれ10万757円、2.4%の増となっております。

続きまして、決算総括表をお願いいたします。

次に、第48号議案、平成28年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は14億7,051万6,000円、B列歳入決算額で14億4,178万8,288円、C列歳出決算額は13億7,913万8,085円で、D列の差引残額は6,265万203円となります。同額を繰越金として平成29年度に繰り越しております。前年度と比較して140万8,420円、2.3%の増となっております。不能欠損額といたしまして、介護保険料50万556円を不納欠損処理しております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、2ページの歳入合計欄の収入済額14億4,178万8,288円の構成比率につきましては、大きい順に3款国庫支出金3億8,035万41円、26.4%、4款支払基金交付金3億7,762万8,000円、26.2%、1款保険料2億2,863万1,912円、15.9%、5款県支出金1億8,704万493円、13.7%、7款繰入金1億8,746万1,566円、13.0%などとなっております。前年度と比較しますと、国庫支出金や支払基金交付金の増などによりまして、2,013万5,994円、1.4%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額13億7,913万8,085円の構成比率につきましては、大きい順に2款保険給付費13億1,309万428円、95.2%、4款の地域支援事業費3,596万3,282円、2.6%などとなっております。前年度と比較しますと、保険給付費の増などによりまして、1,872万7,574円の1.4%の増でございます。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第49号議案、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は7,762万8,000円、B列歳入決算額で7,762万7,372円、C列歳出決算額も7,762万7,372円の同額となり、D率の差引残額は0円となります。

続きまして、介護サービス事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額7,762万7,372円の構成比率につきましては、9款繰越金7,751万2,840円、99.9%、10款諸収入11万4,532円、0.1%となっております。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額7,762万7,372円につきましては、1款総務費7,762万7,372円となっております。なお、こ

の南関町介護サービス事業特別会計は、平成28年度をもちまして廃止になっております。

続きまして、決算総括表をお願いいたします。

次に、第50号議案、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は1億1,566万9,000円、D列歳入決算額で1億1,445万6,584円、C列歳出決算額も1億1,445万6,584円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億1,445万6,584円の構成比率につきましては、大きい順に5款繰入金3,929万5,007円、34.3%、2款使用料及び手数料3,139万1,550円、27.4%、8款町債2,230万円、19.5%などとなっております。前年度と比較して繰入金の増などによりまして1,563万7,462円、15.8%の増です。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億1,445万6,584円の構成比率につきましては、大きい順に2款事業費5,631万6,688円、49.8%、1款総務費3,810万9,750円、33.3%、3款公債費2,003万146円、17.5%となっており、前年度と比較しますと需用費の増などによりまして1,563万7,462円、15.8%の増でございます。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第51号議案、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は1億2,502万5,000円、B列歳入決算額で1億2,530万8,605円、C列歳出決算額は1億2,467万4,473円で、D列の差引残額は63万4,132円となり、同額を繰越金として平成29年度に繰り越しております。前年度との比較では、22万7,600円、56.0%の増となっております。不能欠損額といたしまして、後期高齢者医療保険料5万4,900円を不納欠損処理しております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億2,530万8,605円の構成比率につきましては、大きい順に1款後期高齢者医療保険料7,138万4,800円、57.0%、3款繰入金5,349万6,373円、42.7%などとなっております。前年度と比較しまして後期高齢者医療保険料の増などによ

りまして174万1,517円、1.4%の増でございます。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億2,467万4,473円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,434万647円、99.7%、1款総務費33万3,826円、0.3%などとなっております、前年度と比較しまして、広域連合納付金の増などによりまして151万3,917円、1.2%の増となっております。

決算総括表をお願いいたします。

最後に、第52号議案、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございます。総括表のA列歳入歳出予算額を923万6,000円、B列歳入決算額で923万5,330円、C列の歳出決算額も同額の923万5,330円で、差引残額は0円です。繰越額はございません。

続きまして、宅地分譲事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額923万5,330円につきましては、1款財産収入で前年度と比較しまして繰入金の減によりまして340万9,572円、27.0%の減となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額923万5,330円は、1款事業費で前年度と比較しまして、1款1項宅地分譲事業費の減によりまして340万9,572円、27.0%の減でございます。

以上、第44号議案から第52号議案までの説明をしましたが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書をあわせて提出しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第53号議案、平成29年度南関町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,339万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,152万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。歳入でございます。9款の地方特例交付金は1項地方特例交付金に101万2,000円を追加して331万2,000円とするものでございます。

10 款の地方交付税は、1 項地方交付税を1,505 万8,000 円減額して18 億4,494 万2,000 円とするものでございます。

12 款の分担金及び負担金は、1 項分担金に52 万円を追加して281 万4,000 円とし、2 項負担金に77 万8,000 円を追加して5,910 万9,000 円とするものでございます。

14 款の国庫支出金は、1 項国庫負担金に642 万9,000 円を追加して3 億9,818 万9,000 円とし、2 項国庫補助金に674 万円を追加して4 億4,809 万1,000 円とし、3 項国庫委託金に130 万3,000 円を追加して1,028 万6,000 円とするものでございます。

15 款の県支出金は、1 項県負担金に31 万3,000 円を追加して2 億4,890 万5,000 円とし、2 項県補助金に7,248 万5,000 円を追加して4 億2,713 万4,000 円とし、3 項県委託金に3 万5,000 円を追加して1,469 万9,000 円とするものでございます。

17 款の寄附金につきましては、1 項寄附金に300 万円を追加して2 億450 万1,000 円とするものでございます。

18 款の繰入金は、1 項基金繰入金に1,000 万円を追加して3 億170 万円とするものでございます。

19 款の繰越金は、1 項繰越金に4,427 万9,000 円を追加して9,427 万9,000 円とするものでございます。

20 款の諸収入は、4 項雑入に226 万円を追加して2,998 万円とするものでございます。

21 款の町債は、1 項町債を69 万8,000 円減額して6 億3,960 万2,000 円とするものでございます。

補正前の歳入合計61 億3,812 万7,000 円に、今回1 億3,339 万8,000 円を追加して、歳入合計を62 億7,152 万5,000 円とするものでございます。

3 ページは歳出でございます。

2 款総務費は、1 項総務管理費に1,042 万9,000 円を追加して7 億3,096 万2,000 円とし、2 項徴税費に78 万3,000 円を追加して1 億1,054 万4,000 円とし、3 項戸籍住民台帳費に577 万3,000 円を追加して3,483 万9,000 円とし、5 項統計調査費に8 万8,000 円を追加して443 万4,000 円とするものでございます。

3 款の民生費は、1 項社会福祉費に5,793 万6,000 円を追加して14 億735 万8,000 円とし、2 項児童福祉費に74 万円を追加して5 億4,647 万6,

000円とするものでございます。

4 款の衛生費は、1 項保健衛生費を174万1,000円減額して2億6,194万5,000円とし、3 項水道費に11万円を追加して532万1,000円とするものでございます。

5 款の農林水産業費は、1 項農業費を101万4,000円減額して2億9,612万8,000円とし、2 項林業費に165万5,000円を追加して1,903万9,000円とするものでございます。

6 款の商工費は、1 項商工費を69万3,000円減額して1億999万7,000円とするものでございます。

7 款の土木費は、1 項土木管理費に606万3,000円を追加して9,258万3,000円とし、2 項道路橋梁費に753万9,000円を追加して6億9,430万8,000円とし、5 項下水道費に208万9,000円を追加して1億970万円とするものでございます。

8 款の消防費は、1 項消防費に55万6,000円を追加して2億1,009万1,000円とするものでございます。

9 款の教育費は、2 項小学校費に39万円を追加して1億6,027万6,000円とし、4 項社会教育費に219万円を追加して1億2,424万8,000円とし、5 項保健体育費に72万2,000円を追加して7,051万4,000円とするものでございます。

次ページの10 款災害復旧費は、1 項農林水産施設災害復旧費に3,230万円を追加して7,848万5,000円とし、2 項公共土木施設災害復旧費に870万円を追加して870万1,000円とするものでございます。

12 款の予備費は、1 項予備費を121万4,000円減額して1,524万9,000円とするものでございます。

補正前の歳出合計61億3,812万7,000円に、今回1億3,339万8,000円を追加して、歳出合計を62億7,152万5,000円とするものでございます。

5 ページは、地方債の補正でございます。道路橋梁整備事業の限度額を540万円追加して2億8,550万円とし、臨時財政対策債の限度額を1,359万8,000円減額して1億5,640万2,000円とし、災害復旧事業の限度額を750万円追加して920万円とするものでございます。

6 ページと7 ページは、歳入歳出の事項別明細でございます。

8 ページからは、歳入の明細でございます。主なものを御説明いたします。

まず、8 ページの9 款1 項1 目地方特例交付金は101万2,000円を追加し

ております。1節地方特例交付金の交付決定によるものでございます。

10款1項1目地方交付税は1,505万8,000円を減額しております。1節地方交付税の普通交付税交付決定によるものでございます。

飛びまして、14款1項3目災害復旧費国庫負担金は580万2,000円を追加しております。1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金で現年災に係るものでございます。

次ページの14款2項1目総務費国庫補助金は595万4,000円を追加しております。1節総務費国庫補助金、番号制度システム整備費補助金でございます。

続きまして、15款2項2目民生費県補助金は4,266万7,000円を追加しております。1節社会福祉費県補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,526万7,000円、及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,740万円でございます。また、9目の災害復旧費県補助金は3,104万6,000円を追加しております。

次のページの1節農林水産施設災害復旧費県補助金が2,700万円、現年災分でございます。また、3節熊本地震復興基金交付金が404万6,000円でございます。

飛びまして、17款1項1目一般寄附金は300万円を追加しております。1節一般寄附金、クラウドファンディングによるふるさとなにかん応援寄附金でございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金は1,000万円を追加しております。1節財政調整基金繰入金でございます。

飛びまして、21款町債、21款1項1目土木債は540万円を追加しております。1節道路橋梁整備事業債でございます。また、7目災害復旧債は750万円を追加しております。1節農林水産施設災害復旧債が470万円、2節公共土木施設災害復旧債が280万円でございます。

最後に、11目臨時財政対策債は1,359万8,000円を減額しております。1節臨時財政対策債で発行可能額の決定によるものでございます。

12ページからは歳出の詳細でございます。主なものを御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は405万6,000円を追加しております。13節委託料、業務継続計画策定業務委託料に190万3,400円の追加、それから19節熊本地震復興基金補助金に404万6,000円の追加等でございます。5目財産管理費は135万円を追加しております。13節公共施設等総合管理計画の庁舎等個別施設計画作成支援業務委託料でございます。7目の企画費は363万2,000円を追加しております。13節路線バス運行委託料の3

40万5,000円等でございます。12月までの委託期間の延長分でございます。

それから、続きまして13ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民台帳費は577万3,000円を追加しております。13節電算システム改修委託料でございます。マイナンバーカード等の記載事項の充実を図るものでございます。

飛びまして、3款1項1目社会福祉総務費は698万3,000円を追加しております。20節扶助費に更生医療給付事業分として125万6,000円の追加、次のページの23節償還金、利子及び割引料に546万7,000円の追加で、臨時福祉給付金事業補助金返還金等でございます。それから、2目の老人福祉費は594万9,000円を追加しております。20節扶助費で老人ホーム措置費でございます。

飛びまして、12目介護保険費は4,327万9,000円を追加しております。19節負担金、補助及び交付金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,526万7,000円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,740万円でございます。前の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が介護予防拠点6カ所分でございます。また、施設開設のほうにつきましては、地域密着型老人福祉施設分でございます。

飛びまして、18ページをお願いいたします。7款2項3目道路新設改良費は746万8,000円を追加しております。13節委託料の測量設計委託料を200万円、仮称田町・堀池園線概略設計業務委託料でございます。また、17節公有財産購入費を546万8,000円、町道草村高久野線の圃場整備地区内用地分でございます。

7款5項1目下水道事業費は208万9,000円を追加しております。28節下水道事業特別会計繰出金でございます。

19ページをお開きください。9款教育費、4項13目スポーツによる地域活性化推進事業に219万円を追加しております。19節負担金、補助及び交付金のスポーツコミッション補助金でございます。

飛びまして、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費は3,230万円を追加しております。15節工事請負費で現年災、農地15件、施設8件でございます。

次のページの10款災害復旧費、2項1目河川等災害復旧費は870万円を追加しております。15節工事請負費で現年災、河川2件、道路1件でございます。

最後に、12款予備費につきましては、121万4,000円を減額いたしております。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、昼食のため１時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後０時０２分

再開 午後１時００分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、５４号議案から説明をしてください。福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第５４号議案、平成２９年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，１２７万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億２，６２８万１，０００円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳入でございます。３款国庫支出金、２項国庫補助金に４６６万６，０００円を追加し、１億５，７５１万４，０００円とするものでございます。

９款繰入金、１項他会計繰入金に１万７，０００円を追加し、１億８００万７，０００円とするものでございます。

次に、１０款繰越金、１項繰越金に７，３１５万９，０００円を追加し、７，３１６万１，０００円とするものでございます。

次に、１１款諸収入、３項雑入に３４３万６，０００円を追加し、４１５万３，０００円とし、歳入合計補正額８，１２７万８，０００円を追加し、歳入合計１７億２，６２８万１，０００円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費に３５万６，０００円を追加し、１，０７６万６，０００円とするものでございます。

次に、４款前期高齢者納付金等、１項前期高齢者納付金等に６，０００円を追加し、５１万９，０００円とするものでございます。

次に、１１款諸支出金、１項償還金及び還付加算金に８７０万７，０００円を追加し、９４６万１，０００円とするものでございます。

次に、１２款予備費、１項予備費に７，２２０万９，０００円を追加し、１億２２０万９，０００円とし、歳出合計補正額８，１２７万８，０００円を追加し、歳出合計１７億２，６２８万１，０００円とするものでございます。

６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

上の3款2項7目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、1節の466万6,000円を追加するもので、国保の県移行に伴う経費に係る補助金でございます。

次に、一つ飛びまして10款1項2目その他繰越金、1節その他繰越金、これに7,315万9,000円を追加するもので、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料29万2,000円を追加するもので、法改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

次に、一番下の11款1項3目23節償還金、利子及び割引料836万7,000円を追加するもので、内訳は療養給付費等負担金返還金276万9,000円、療養給付費等負担金返還金545万4,000円、特定健診、保健指導負担金返還金14万4,000円で、平成28年度実績によるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。12款1項1目予備費といたしまして7,220万9,000円を追加するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第55号議案、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,673万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。1款国庫支出金は1項国庫補助金を666万4,000円減額して1,083万6,000円とし、2款繰入金は1項一般会計繰入金に208万9,000円を追加して1億970万円とし、3款諸収入は2項雑入に269万5,000円を追加して、諸収入合計を269万5,000円とし、4款町債は1項町債に610万円を追加して2,460万円とし、8款県支出金は1項県補助金を25万円減額して0円とし、歳入合計を397万円増額して1億8,673万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費は1項総務管理費を337万円追加して6,695万6,000円とし、2款事業費は1項公共下水道事業費を60万円追加して4,841万1,000円とし、歳出合計を397万円増額して1億8,673万8,000円とするものでございます。

4 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。起債の限度額を610万円増額して2,460万円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。主なものを説明いたします。

1 款国庫支出金の公共下水道費国庫補助金について、公共下水道事業に係る国庫補助金を716万4,000円減額し、排水設備設置促進補助金を50万円追加して、合計で666万4,000円減額し、4 款町債の公共下水道債を国庫補助金の減額に伴い、610万円追加するものでございます。

8 ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

1 款総務費の浄化センター管理費に浄化センター機器の修繕費として337万円を追加し、2 款事業費の公共下水道建設費に公共下水道升設置工事費として60万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第56号議案、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ489万円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

5 款繰入金は1 項一般会計繰入金に11万円を追加して320万8,000円とし、歳入合計を489万円とするものでございます。

3 ページは歳出でございます。

1 款総務費は1 項総務管理費に11万円を追加して286万8,000円とし、歳出合計を489万円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

5 款繰入金の一般会計繰入金に11万円を追加するものでございます。

7 ページ、歳出についての説明でございます。

1 款総務費の一般管理費に普通旅費及び消耗品費として11万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(酒見 喬君) 福祉課長。

○福祉課長(北原宏春君) 第57号議案、平成29年度南関町介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,594万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億451万2,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金に66万円を追加し2億4,597万円とし、2 項国庫補助金に31万1,000円を追加し1億4,739万6,000円とするものでございます。

次に、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金に92万4,000円を追加し3億9,956万9,000円とするものでございます。

次に、5 款県支出金、1 項県負担金に41万2,000円を追加し1億9,811万4,000円とするものでございます。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金に42万6,000円を追加し1億9,681万2,000円とするものでございます。

次に、8 款繰越金、1 項繰越金に4,265万円を追加し6,265万円とするものでございます。

次に、9 款諸収入、3 項雑入に55万8,000円を追加し59万3,000円とし、歳入合計補正額4,594万1,000円を追加いたしまして、歳入合計15億451万2,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費に1万4,000円を追加し164万6,000円とするものでございます。

次に、2 款保険給付費、5 項高額医療合算介護サービス等費に330万円を追加し660万円とするものでございます。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金に1,411万3,000円を追加し、1,415万4,000円とするものでございます。

次に、8 款予備費、1 項予備費に2,851万4,000円を追加し3,676万9,000円とし、歳出合計補正額4,594万1,000円を追加しまして、歳出合計15億451万2,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。歳入につきましては、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金も、5 款県支出金、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金は、歳出にございます保険給付費の補正増に伴うものでございます。

次に、7 ページの8 款繰越金は、前年度決算に伴う繰越金4,265万円を追加

するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

上から2つ目の2款保険給付費、5項1目高額医療合算介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金330万円を追加するもので、見込みの増によるものでございます。

次に、6款諸支出金、1項3目償還金、23節償還金、利子及び割引料1,411万3,000円を追加するもので、主なものといたしまして介護給付費国庫負担金返還金730万円、介護給付費県負担金返還金284万1,000円、支払基金介護給付費交付金返還金358万5,000円で、それぞれ実績によるものでございます。

最後に、8款1項1目予備費2,751万4,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第58号議案、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,003万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金に63万3,000円を追加し63万4,000円とし、歳入合計補正額63万3,000円を追加いたしまして、歳入合計1億3,003万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金に39万3,000円を追加しまして1億2,934万円とするものでございます。

次に、4款予備費、1項予備費24万円を追加し24万6,000円とし、歳出合計補正額63万3,000円を追加いたしまして、歳出合計1億3,003万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。

4款1項1目繰越金、1節繰越金に63万3,000円を追加するもので、前年度決算に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 節負担金、補助及び交付金の被保険者保険料負担金に 2 8 年度精算分といたしまして 3 9 万 3, 0 0 0 円を追加するものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目予備費に 2 4 万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第 5 9 号議案、業務委託変更契約の締結について、提案理由及び内容を御説明いたします。

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定に規定する地域振興策のうち、平成 2 8 年度実施協定に係る町道米田・鬼王線の道路整備事業について、業務委託変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

町道米田・鬼王線の道路整備事業につきましては、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の三者で、平成 2 5 年 3 月 2 9 日に締結しました南関町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する基本協定に基づいて、平成 2 8 年 4 月 1 日に平成 2 8 年度実施協定を締結し、米田校区の道路改良工事に係る県との業務委託契約については、4 月 2 5 日に議決をいただいております。また、6 月 2 9 日には社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う業務委託変更契約を議決いただいております。

提案理由といたしましては、町道米田・鬼王線の道路整備に関する平成 2 8 年度実施協定の一部変更により、業務委託契約の一部を変更する必要があるためでございます。業務委託契約の変更内容としましては、米田校区事業の完了に向けた委託事業費確定に伴う減額でございます。

契約額につきましては、変更前の委託額を 7 0 万 6 0 3 円減額して、3 億 5, 8 2 9 万 9, 3 9 7 円とするものでございます。減額いたしました 7 0 万 6 0 3 円は電柱移転補償費として町が直接執行することとなります。町は県と、今回の変更契約につきまして、今議会におきまして議決いただいた上で本契約となるものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条では、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5, 0 0 0 万円以上の工事、または製造の請負となっております。委託変更契約ではございますが、工事完了後は町が引き受けるものであり、議決すべき契約でありますので、今回御提案をするものでございます。

以上で、業務委託変更契約の締結についての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第 29 議案第 60 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第 29、議案第 60 号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

なお、この議案第 60 号については専決事項のため、提案理由の説明後、採決に入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第 60 号議案、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由及び内容を御説明いたします。

熊本市町村総合事務組合の構成団体であります「公立玉名中央病院企業団」が病院事務の経営機構先である地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部事務組合へ移行することに伴い、平成 29 年 9 月 30 日をもって熊本市町村総合事務組合規約第 3 条第 1 項に掲げる事務から脱退し、同年 10 月 1 日から「独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に名称変更するため、今回提案するものでございます。

地方自治法第 286 条第 1 項では、一部事務組合の共同事務する事務を変更し、または規約の一部を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けねばならないとされておりますので、規定により平成 29 年 9 月 30 日限りで熊本市町村総合事務組合の共同事務する事務を変更し、組合規約の一部を変更するものでございます。

内容を御説明いたします。規約の別表第 1 中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改め、別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第 3 条第 9 号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」と改めるといたしております。また、附則では、平成 29 年 10 月 1 日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第30、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次発言を許します。

9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（山口純子君） こんにちは。9番の山口です。

ただ今より先ほど通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

まず、本日お亡くなりになられました田口議員の冥福をお祈りしたいと思います。私は、商工会女性部時代に、田口会長とは一緒に、共に活動してまいりました仲でございます。本当に悲しいことです。

まず一つ目は、佐藤町長の1期目の成果と課題についてお聞きします。佐藤町長は、6月議会におきまして、2期目の出馬を公表されましたが、1期目の公約について、成果や課題についてお尋ねします。概ね政策課題については成果があったと思いますが、諸事情などで課題として残っているとも考えておりますが、気になる点、成果として評価できる点などを質問したいと思います。

私は、町長就任時の平成26年6月議会定例会におきまして、15の政策の中で三つの政策をお聞きしたことがあります。一つ目は男女共同参画のまちづくり推進について、二つ目は新規企業の誘致及び雇用の拡大について、三つ目、小中学校の学力向上と環境整備についてお尋ねしております。また、大いに期待しておりました。そして、中間評価ということで、27年の10月にもお尋ねしておりますが、今回は1期目の気になる点、成果として評価できる点などをお聞きしたいと思います。

あとは自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 9 番、山口純子議員の、1 期目の成果と課題についての御質問にお答えいたします。

佐藤町長は、6 月議会におきまして、2 期目の町長選出馬を公約されました。そこで、1 期目の公約について、成果や課題について尋ねるについてでございます。本件につきましては、6 月定例会の橋永副議長の一般質問にお答えしました内容と重なる部分もあるとは思いますが、改めてお答えさせていただきます。

平成 26 年 4 月 9 日に第 16 代南関町長に就任させていただき 3 年 5 カ月が経過しましたが、この間、町議会議員の皆さま、町民の皆さまの御支援と御協力により、私が就任当初に考えていた以上の成果が出せたのではないかと考えております。

私は、生み育てやすい環境の整備、住む場所と働く場所の確保、高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備をまちづくりの 3 本の柱として、先ほど山口議員申されました、中心 15 政策を掲げて、町民のどの世代の方も安全・安心で暮らしていただける、そして南関町を好きになっていただけるような行政運営に努めてきたところであります。

まず、開かれた行政運営の実現に向けて、毎年度の各地域での行政懇談会の開催や、私が直接出向いての出前講座の開催などと、なるべく多くの方の御意見や御要望を伺うとともに、各種会議等の公開も含めて、町政が町民の皆さまの身近なものと感じていただけるようにしてきたところであります。本年度も本定例会後に各校区において、役場庁舎整備とまちづくりというテーマで行政懇談会を開催予定であります。

次に、災害に負けないまちづくりについては、町内の全地域に自主防災組織を設立いただき、自主的な防災訓練等も開催していただいております。今年度は、10 月 29 日、日曜日に、第 2 校区で町主催の防災訓練を実施する計画であり、想定できない災害に対応するためにも、関係機関や各種団体との連携強化を図っていききたいと考えております。

次に、定住対策、子育て支援の重点的事業であります、住んでよかったプロジェクト推進事業については、事業実施から 5 年経過したことに伴い、全事業の精査を行い、第 2 期分として更に充実した支援を実現することにつながったと思います。

次に、子育て世代への支援については、平成 27 年度、28 年度で、各小中学校の普通教室へのエアコン設置もすべて完了し、今年度は第一小学校、第二小学校の体育館の吊り天井改修工事を実施することとしており、小中学校の校舎、体育館の耐震改修においては、前上田町長の任期中にほぼ完了していただいておりますので、今年度をもって小中学校のハード面の整備には一区切りがついたのではないかと

と考えます。本年1月からは以前より計画を進めておりましたファミリーサポートセンター事業が運営を開始しましたし、4月からは町内の3園と子育て支援センターで幼児英語教育事業を開始しましたので、これからの小学校での英語教育にもつながっていきたいと考えております。

次に、高齢者対策としては、平成27年10月から試験運行をしておりました乗り合いタクシー事業が本年4月から本格運行となり、高齢者の方に限らず、幅広い方に御利用いただき、新しい交通体系の一助となっていると思われま

す。また、健康づくりや介護予防のための介護予防教室も、現在47カ所で実施されるなど、参加者数も増え続けており、今後も広がる幸せな生活の場として、各地域でお互いが支え合えるような環境づくりを支援していきたいと考えております。

次に、産業面においては、企業の立地・増設が順調に進んでおまして、就任以来15件の調印が実現し、約200億円の投資額、250人ほどの新規雇用が発生しております。特に株式会社荏原製作所、株式会社荏原フィールドテック、富士ダイス株式会社、エイティー九州株式会社、バンブーフロンティア関連企業など、20億円を超える大型投資となる企業が多く、今年度に入っても、熊本工機株式会社、株式会社モロフジケミカルの2社ともに、3億円の投資額での増設の調印を締結させていただきましたが、今後も引き続き、私のトップセールスも含めて、更なる企業の立地・増設と、町内からの雇用創出に努めてまいりたいと考えております。

基幹産業でもあります農業については、これまで同様、圃場整備を推進してきたところであります。今後も100ヘクタールほどの面積を対象として、整備計画を立てるとともに、集落営農組織の設立をはじめ、新しい担い手の確保と育成、新規就農を含めて、重要政策の一つとして取り組んでいきたいと思

います。ふるさと納税の推進と通販を目的として、南関ふるさと応援団が設立され、本年4月には法人化され、活発な動きが展開されておりますが、今年度は町の農産物、特産品を活かした六次産業化が可能となるような加工品開発センターを、地方創生拠点整備交付金を活用して建設中であります。たくさんの方に御利用いただき、ふるさと納税の返礼品、通販の品物として、また町内の店舗でも販売できるような事業展開を支援していき

たいと思

います。将来の南関町に大きな影響を及ぼすことになると考えられる役場庁舎等の建設も含めたコンパクトシティ構想については、7月1日に町庁舎等基本計画及び基本設計業務プロポーザル審査会を公開で開催し、既に業務契約を締結し、業務に着手されて

また、コンパクトシティ構想にも関連しますが、南の関うから館などの公共施設の運営管理については、施設ごとの必要性や費用対効果等を十分に精査し、今後の運営計画を作成していきたいと思います。

近隣市町との観光事業及び移住定住連携事業等については、移住定住プロモーションビデオの作成や、修学旅行の誘致活動を推進し、本年6月8日木曜日には、神戸市の中学生を対象に、南関町で初めて修学旅行の体験プログラムを実施したところであり、今後も小岱焼体験、南関あげ巻き寿司作り体験等を地元の鹿本の皆さん、生活研究グループ等の御協力により広げていくとともに、近隣市町との連携を強化し、幅広い招致を図り、南関町の観光と移住定住のPRに力を入れていきたいというふうに思います。

スポーツ関係事業に力を入れているところであり、5月にはホテルセキアにおきまして、第11回全国スポーツクラブ会議が開催されましたが、今後は10月7日土曜日に、南関スポーツコミッションによる全国初開催となるイートランをホテルセキアで、10月8日日曜日、トッパの日には、関町商店街において、昨年に引き続き、いす-1グランプリを九州内では南関町だけが開催することとしております。議員の皆さまをはじめ、南関町からもたくさんの方に御参加いただきたいと思います。

最後に、町職員の育成等については、町内での各種研修や、玉名圏域・有明圏域定住自立圏や、熊本県市町村職員研修協議会での定期的な研修へ参加させるとともに、市町村職員中央研修、全国市町村国際文化研修、全国研修センター研修等へ、幅広い業務に対応できる職員の育成を目的として、研修も実施しているところであります。今後も食育一人一人の能力を向上させるとともに、住民サービス等にも対応できるような職員の育成にも努めてまいりたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席でお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 本当に高く、私も評価したいと思います。一つずつはちょっともう町長が既にお答えになりましたので、ちょっと私が気になる部分を御質問したいと思います。

男女共同参画のまちづくりの推進で、私も4期目を目指して出馬しようと思っておりますけど、町長としては、この女性議員に関して、ほかの町、長洲町3名、和水が今いませんけど、玉東もいませんけど、そういうことに対して町長の考え、女性参画、この議会とかいろんな、ここに町長が書いていますけど、女性登用率を向上させるということで、なかなかやはり難しいようでしたけど、どう思わ

れますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 女性議員の、南関町に必要なということに関しましては、当然、やはり南関町の人口の割合から見ても、半分以上は女性がおられますので、必要だと思っております。現在、山口議員一人でありますので、やはり本当であれば、長洲町の3名ということで、そういったことがふさわしいのかも知れませんが、ぜひそういった方に町政に女性の立場から参画いただくような方が、そういった気持ちをもって立候補いただくような、そういった環境になればいいと思いますし、町の各種審議会等につきましては、改選等がある場合は、なるべく女性の登用をということで積極的に今含めていくようにしておりますので、これからもっともっとそういった組織の中での女性の活躍が見えてくるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） ぜひそのように、国も言っていますが、なかなか女性の参画というのは難しいと思いますが、ぜひそういう研修活動に取り組んでいただきたいと思います。

そして、いろいろもう本当に町長にお答えになりましたけど、この災害に負けまいまちづくりに関連してが、ちょっと飛び飛びになりますけど、町長おたずねしました6番でございますけど、今年も台風の季節となりましたけど、先だって、朝倉の水害でひとり暮らしの方の避難を、外出させないように町長が指示されたんです。ちょっとそれは調べましたが、それでやはり町長の判断が非常に一番だと思いますけど、なぜかという、その危ない時間帯にひとり暮らしを出したら危ないという判断だったそうです、その水害のときにですね。全員避難じゃなくて、あなたはおりなさいという指示があったそうです。だから、やはり町長はどんなお考えで指示されるんですかね、この場所場所で違うと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 災害の発生状況によって変わるかとは思いますが、町においてはそういった災害のときは、災害対策本部を設置して、担当課長もそれぞれ消防団あたりも含めて、そういった会議を行いますけれども、その地域ごとに避難が必要である、あるいは避難すると逆に危険であるという、そういったことに関しては、そういった地域の情報を早急に収集しまして、そういった状況に応じた対応をするということになりますけれども、いつも私は申し上げておりますけれども、そういった避難勧告であるとか、避難指示につきましては、最終的に全責任を私が負うということで、そういった気持ちで皆さんのいろんな意見を伺いながら判断していき

たいというふうを考えております。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） やはり町長の判断が一番と思いますので、災害対策に向けては安心・安全なまちづくりになるように対策をお願いしておきます。

それと、職員の問題ですけど、これは飛んで飛んで15 番になっておりますけど、町長、この前も何か議員がおっしゃいましたけど、挨拶ができる職員の育成に努めますと、ここに掲げておりますけど、前回、橋永議員がおっしゃいましたように、挨拶をせんとか、そして私の思いでございますけど、元気がないんじゃないかなという部分もありますし、活気もないというところも私はちょっと思っておりますけど、町長はどう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ありがとうございます。私、町長に就任したときの最初の御挨拶の中で、やはり役場職員は当然ですけれども、町全体の中で子どもから高齢者の方までが挨拶ができるまちづくりをしたいということで申しました。いろんなところで学校も含めてそういった挨拶をしてきたわけですが、いろんな方からお話を伺いますと、役場の職員が挨拶ができていないんじゃないかなということを、よく御指摘を受けます。そのたびに、課長会等でももう一回そこらへんを再確認して、役場職員から挨拶ができるようにやろうということでしておりますけれども、なかなかしばらく期間が経つと、またそういったことが少しずつ薄れていくようなところもありますので、機会があるごとにやはり行政が町の中心となって挨拶運動もできるように、いろんな世代に広がるようにしていきたいと思ひますし、職員の元気がないということでもありますけれども、やはり職場に生きがいをもって、自分がまちづくりに取り組むという職員を育成できるように、これからも研修、そして職員同士のいろんな話もやる中で、職員の育成に努めていきたいというふうに思ひます。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） ぜひそのように、みんな議員も思っていることと思ひますので、ぜひ元気のある町から、やはり私たちに発信していただきたいと思ひます。

また、先ほど私は、ちょっと人口のことを調べておりましたけど、本当に1 万1 0 名ということで、先ほど下に見に行きましたら、それで外国人がそのうちの1 1 4 名で、実際に9, 8 9 6 人ということで、本当に目標は1 万3, 0 0 0 人を、前上田町長は人口はキープと言われましたけど、やはりその点は努力はいっぱい、子育てとか住宅もしておりますけど、今後の課題は大変と思ひますけど、その件に少し関して。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 人口減少につきましては、これはもう南関町の人口ビジョンも作成しておりますけれども、将来にわたって人口は減少していくということは避けられない事情ではないかと思えます。しかし、先ほど鶴地議員のほうから、研修の議員の報告がありました。そういったことで、長野県のほうでも人口が逆に増加はしないんですけれども、人口の減少率が穏やかになっているとか、そういったことも実際ありますので、うちの町としまして、住んでよかったプロジェクト推進事業にしっかり取り組んでおりまして、そういったことで少しずつ歯止めはかかっておりますけれども、現在の人口の減少の内容を見ますと、やっぱり自然減、高齢者の方が亡くなる、そして出生者のほうが少ない。これが一番の原因でありまして、社会減というか、社会増減につきましては、ほぼもう今ないような状況でありますので、恐らくこれからはばらくは高齢者の方が多い36.5%ほどの高齢化になっておりますので、そういったことで少しずつ高齢の方が亡くなられるということが予想されますので、出生率も一気に増やすということはなかなか困難かと思えますけれども、あらゆる事業を総合的に活用しながら、人口の減が穏やかになるような、そういったまちづくりをしていくことが重要かなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 避けられない問題と思えますけど、なかなか全国的に人口減、長野県は本当に珍しく増えている状態でありますけど、やはり私も人口が減った反面、ひ孫も二人目ができまして、本当に家族単位でいいますと、私は本当に幸せだと思えますので、一応婚活とかそういった、私が一番望むのはやはり婚活と思えますけど、町長、そういうところの人口増じゃないけど、そういう結婚、そういうことは、職場内でもそういうまだ独身の方はいらっしゃると思えますけど、そういう推進もお願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これは全国的なことだと思いますけれども、人口減少には結婚をされない方が増えてきたということも大きな原因の一つかと思えます。うちの職場の中でもそういったことがありますけれども、有明圏域、婚活の事業をしておりますけれども、そういった中でそれぞれの特色ある婚活もしておりまして、今回は南関町では10月にひとり親の方の婚活を初めてやるようにしました。ということで、離婚されて一人で子どもを育てる方を対象に、男女の方にお集まりいただいて、そういった婚活をするということで、南関町で計画しております。やはり初婚の方に限らず、いろんな事情があつて、そういった再婚を必要とされる方もおられますので、幅広いそういった結婚ができるような環境もつくりたい。そして、職場の私

たちの南関町役場の中でもそうですけれども、やはり結婚をしたい、結婚は将来があって素晴らしいということを、何らかの形でそういった御理解をいただいて、そういった結婚に、そして子ども出生につながるようなそういったことになるように、いろんなことを考えながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） 大いにやっぱり事業を展開しながら結びつくように、そして少子化にもめげずに結婚されるように推進していただきたいと思います。

私は、よくほかの市町村とかの議員さんとかお会いする機会がありますが、町長の評価を私はいろいろこうやってバンブーフロンティアもやりますよとか言うと、本当に高く評価されて、私は嬉しいことです。これから先、もう本当にまだ南関高校の跡地問題、コンパクトシティ、バンブーフロンティアの成功、乗り合いタクシー、いろいろ抱えておりますけど、町長、南関高校の今、有効活用をして行っておりますというところの部分はもう進んでおりますけど、学校校舎自体の耐震には書いておりますけど、そのままのもし建屋でされるなら、本体が何年もつと思われましか、校舎。もう大分、建ってから、それがちょっと気になりましてね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 南関高校の活用については、御存知のとおり、庁舎として利用するということで、今進めております。校舎については、古い校舎のほうがもうやがて50年ぐらい経過しようとしております。今後、耐用年数については、はっきりしたところの何年というところはまだ出ておりませんが、恐らく15年ぐらいは大丈夫じゃないのかなと、そのへんはまた調査研究していきたいと思っています。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） やはりせっかく整備できて、耐用年数、しばらくはいいと思いますけど、全体の建屋が古びてきますので、そういうところもやっぱり考えていかなければ、せっかく構想が、私はそう思いますけど、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今回のコンパクトシティにおきましては、住民のサービスフロアというのはもちろん新築しますし、旧校舎は2棟ありますけれども、1棟が古いということで、そういったことがありますので、どういった活用にしていくかということで、その校舎につきましては、今後、今のままでは15年ぐらいかなという、まちづくり課長の答弁ですけれども、改修の方法によっていろんなことが変わりますので、やはり中長期的といいますか、もう今から30年も40年ももつような、そういったものにはならないと思いますので、まちづくり全体のこれから将来、南

関町がどうなっていくかということも含めて、今、国のほうでは道州制というのは一気に進まないと思いますけれども、そういった中では恐らく人口減少が、またうちのほうでももう進んでおりますので、新たな市町村の合併とかも恐らくそういったことも話が出てくることも考えられます。ということで、そういったことなるべく私はやっぱり南関町は単独でいきたいという、将来にわたってそういったことで考えますけれども、いろんなことも含める中で庁舎のこれからの耐用年数、考え方も変わってくると思いますけれども、そういったことに柔軟に対応していきたいというふうに思っています。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） 前向きに期待しているときに、そんなことを聞きましたけど、やはり15年ぐらいはあつという間ですから、道州制になればそういうことも考えられると思いますけど、やはり私たちも今、乗り合いタクシーの件にしてもいろんな問題を抱えておりますけど、やはり町民の皆さんと執行部の皆さま、そして町長、議員と共に、一生懸命議論しながら頑張っていかなければならないと思います。

まとめに入りますけど、いろいろと御説明ありがとうございました。やはり1期目で成し遂げられたこととか、もう少し時間が必要なことがあると感じております。町長公約は町民の皆さん方との約束だと思います。結果だけではなく、そのプロセスが大事だと思っております。そのプロセスが町民に分かるような行政であってほしいと思います。2期目に臨まれるようですが、1期目の総括を町長、課長、私たちも十分議論していきながら、やはり今度の2期目も公約の、町民に分かりやすく訴えてほしいと思います。そして、私たち議員も、私たちはどうなるか分かりませんが、施策を十分理解しながら、南関町の発展に寄与しなければならないと思います。そして、南関町に本当に住んでよかったという町になることを強く願って、私の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、9 番議員の一般質問は終了しました。

続いて、6 番議員の質問を許します。6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） こんにちは。6 番議員の打越です。

まずはじめに、今日、朝来て、田口議員が亡くなられたというようなことをお聞きしまして、また議員さんが冗談言ってるのかなというような思いでありまして、本当に亡くなられたと聞いて、1期目から2期目まで一緒でございまして、本当、田口さんの後ろ姿を思いながら、質問したいと思います。お祈り申し上げます。

今回の質問は、安全・安心であるべき道路に対して取り上げました。県道大牟田植木線について、米田大場線との交差点付近の見通しの悪い用地買収、今の場所を、

建設課を通じて、道路維持課に取り次いでもらい、指示され、伸びた草を切り取られたのですが、地元の思いが届かなかったと思いました。すぐに対処されたことには感謝申し上げます。後日、地元で雑草等は見通しがきくように刈り取り作業をいたしました。この事例と同様に、雑木、雑草等で見通しが悪く、県道・町道等の道路幅員が十分に確保されていないところがあります。車の交通量は、通勤・通学時間帯は、特に増加していると感じます。車がすれ違うときは、自転車等が通る場所は、特に確保が難しいかと思います。通学路等は特に危険性があり、早急な対応を望むものであります。県道の草刈りも年1回か2回あっても、梅雨時期、夏は御存知のとおり、すぐ伸びます。自転車通学の生徒等多分私と同じ思いをしながらペダルを踏んでいることでしょう。町道はなおさらのことと思います。隣接地の耕作者が刈り取りを数回、間でされているところはいいのですが、町道管理区間のところは、年2回の道づくりでは、草等が伸びるのは速いように感じます。こういうことを背景に次の質問を行います。

1番として、町内道路の交通安全対策について、県道の歩道未設置・未整備地区はどこか、何カ所か。次に、草刈り等の回数はどうなっているか。回数を増やすことはできないか。隣接地の耕作者が公用地までは草刈り等ができない事情があるのかと思います。最後に、路肩をコンクリート設置で進める時期ではないかなと思っております。

2番目としまして、鳥獣被害対策について、最近、会うたびに話題に上るのは、青果用作物、果樹作物、家庭用菜園作物にも、私たちが食する前に食べられています。せっかく作って、出来映えを楽しみにしていたのに、スイカ、メロン、カラモ、タケノコの出口の先端など食べられ、もう作りたくないなという声も漏れるほど、被害はどこにも蔓延している状況です。国などは、若木の枝を燃やして塗って、枝を取っている話もあります。議会では何回も取り上げられていることですが、カラス、イノシシ、アナグマ、ハクビシンなどの頭数、最近3年間、転作の費用、広域市町範囲での対策は進んでいるか、有効な対策の検討はなされているかについてお尋ねします。

以下の質問については、自席において行います。よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 答弁の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、打越議員の町内道路の交通安全対策についての御質問に
お答えいたします。

雑木、雑草等で、県道・町道等の道路幅員が十分に確保されていないところがある。車の交通量は増加していると見える。車がすれ違うとき、自転車等が通る場所は確保し難い。そして、通学路等は特に危険性があり、早急な対応を望むとの御質問の、まず①の県道の歩道未設置、未整備地区はどこか、何カ所かににつきましてお答えいたします。

南関町の県道において、歩道が未整備の延長は約17キロメートルあり、歩道整備率は約60%のことです。玉名地域振興局管内の全体の整備率が51%、県全体が37%ということで、県内では南関町の歩道整備は進んでいるほうだということでございます。

未整備地区及び箇所数につきましては、担当課長よりお答えします。

次に、②の草刈り等の回数はどうなっているか。回数を増やすことはできないか。隣接地の耕作者が公用地までは草刈り等ができない事情があるのかにつきましては、県道の草刈りは現在、年に1回行われておりますが、限られた予算の中で必要最小限の範囲を実施しており、通学路の要対策箇所や道路交通に危険がある場合など、部分的に追加して実施することはあるが、回数を増やすことは困難であるとのことでした。ちなみに、本町では町の管理区間の約17キロメートルを年2回実施しております。

また、道路に隣接する土地所有者の方が道路敷の草刈りをするということについては、届出や許可は不要ですが、道路は一般の方々が通行される場所であるため、刈り払い機による小石のはね飛ばしや、刈った草の道路敷への放置がないように注意していただきたいということでもございました。

次に、③の路肩をコンクリート設置に進める時期ではないかにつきましては、県道・町道とも、道路改良事業を行う場合は、法上は約2メートル程度、法下については約1メートル程度、防草対策としてコンクリートを設置しております。しかし、それ以外につきましては、現在のところ、県・町とも厳しい財政事情の中では、なかなか行うことができないのが現状であります。議員御指摘のとおり、通学路の安全確保については、早急に対策を講じる必要があります。

そこで、現在、町では南関町通学路安全推進会議、交通安全プログラムにおいて、町教育委員会、各小中学校、警察署及び道路管理者である県と町で毎年、危険箇所の合同点検を行い、重点的に危険箇所の改善を行っているところであります。

次に、鳥獣被害対策について、青果作物、果樹作物、家庭菜園作物にも、人間が

食する前に鳥獣に食べられているとの御質問ですが、有害鳥獣の被害状況については、本町のみならず、全国的に増加傾向にあります。要因としましては、後継者不足などにより山林の管理が思うようにいかなかったことで、人の生活圏と山林との境が不明確になり、野生動物が里へ下りやすくなったのではないかと考えられます。また、人里近くに潜める場所があることで、人に見つかり難く、田畑にある農作物を餌として簡単にありつくことができるため、民家近くまで行動範囲が広がってきているものと思われます。特にイノシシ被害が大きく、町の被害対策補助金も増加傾向にあります。

また、近年では、アナグマによる被害報告も増えてきておりまして、今後の対策としては有害鳥獣捕獲隊隊員を増加させることや、イノシシの生体など、正しい知識の普及啓発活動、竹林整備を中心とした山林の機能回復などを引き続き行っていくことが必要と考えております。

要旨の①から③については、担当課長がお答えいたします。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 私のほうからは、県道の歩道未整備地区及び箇所数につきまして御説明させていただきます。

路線別に御説明いたします。まず、国道443号線につきましては、関外目立山入口から県境までと、大津山神社の入口付近の2箇所で約800メートル、大牟田植木線につきましては、宮尾中から田原までと八田橋付近、次郎丸弁天から柴尾団地の入口までと、四小の入口から坂下神社まで、北の辺田橋から和水の境まで、これは一部整備済みを含めて5カ所で約6キロ、玉名八女線につきましては、八田交差点からゴルフ場入口までと、小原の高速ボックスからJA給油所までの2カ所で約2.8キロメートル、それから大牟田南関線につきましては、久重落合から八角目県境までと、ヤマチクの先から下水道処理場入口までと、単幹道路の出口側の3カ所で約4.5キロ、南関大牟田北線が、大津山神社入り口から宮ノ前高速ボックスまでと、波多野モータースから白秋の森まで、高速入口手前的一部と三池焼から県境までの4カ所で約1.4キロ、荒尾南関線につきましては、第一草村橋から元セブンイレブンの手前までと、ふるさとセンター入口付近、それから元橋本製菓から原歯科までの3カ所で約1キロ、以上19カ所の約17キロでございます。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 私のほうからは、鳥獣被害対策について、質問の要旨につ

いてお答えいたします。

まず、①の最近3年間のカラス、イノシシ、アナグマ等の捕獲頭数、それから電気柵の費用ですけれども、アナグマについては記録が残っておりませんので、カラス、イノシシについての捕獲頭数ですが、平成26年度の捕獲がカラスが130羽、イノシシが360頭、27年度がカラスが56羽、イノシシが422頭、28年度がカラスが61羽、イノシシが342頭となっております。なお、ハクビシンにつきましては、被害や目撃情報はございません。

次に、電気柵、メッシュ柵、合わせた費用ですけれども、補助金ベースで平成26年度は約174万円、27年度が201万円、28年度が303万円となっております。

次に、②の広域市町単位での対策は進んでいるかの御質問ですが、玉名地域広域鳥獣被害防止対策連絡協議会や、有明定住自立圏の作業部会等で被害や捕獲情報等の情報交換を行ったり、年2回、広域での一斉捕獲を猟友会に行ってもらっております。

③の有効な対策の検討はなされているかとのことですが、現状では捕獲を行いながら、電気柵、メッシュ柵については、正しい設置の仕方や日頃の管理の仕方などを補助金申請時にアドバイスしたり、自分の農地は自分で守るを基本に、狩猟免許の取得を勧めたりして行っているところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

今、チキン食品のところに毎日立たせていただいて、立っている間に車の交通量が、通勤時間帯はあそこでも、肥猪のチキン食品から入口のところなんですけれども、30分間ぐらいの間に100台を超えます。下からと、大牟田側からと、そしてやっぱり草等がガードレールを越えて伸びておりますので、本当、自動車、ダンプカーあたりも、もう本当自転車はあそこを通るのが2人が自転車で通学しております。なかなかダンプカーあたりが両方から来るときは、本当草も出ております。道路の幅員が片側で3メートルぐらいあるとでしょうかね。本当事故があってもおかしくないぐらい、それに道路幅員が確保されていないというようなところが多くなりまして、恐らくこの未整備地区が19カ所ぐらい県道であるというようなことですけど、本当にどこも同じような状態と思います。特にこっちの坂下地区においては、企業等が誘致企業があつて、町にとってはいいんですけど、本当車が多くあつて、何度となく私は交通安全のことを取り上げておりますが、本当危険なところばかりでございます。それで、全県下恐らく質問を出してから各県道あたりも、違う自治体のところも通ってみました。しかし、やっぱり同じように草は伸びてお

ります。財政事情が伴えば何も言うことはないんでしょうけれども、やっぱり財政が苦しくて、どこの自治体も同じところだと思います。

それと、草刈りは、今、県道で聞いたところが1回というようなことでございまして、梅雨時期に1回刈り取られて、もうそれ以降はないということで、1回ということであればそういうことですよね。県道についてはもう刈らないということですよ。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応県のほうに確認いたしましたけど、年に1回で時期についてはパトロールをして、やっぱり特に一番年間でひどいといいますか、茂っているときに行うというところで聞いております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） やっぱり草は本当雨が降れば、伸びるのが速いですね。もう田の中の畦畔あたりは20日から30日の間に切らなければいけないということで、やっぱり県道あたりも同じような形で伸びております。それで、その間に隣接地の方が草を刈ればいいんでしょうけど、やっぱり今土地を耕作されている方は年配者が多いでございます。なかなか道路まで上がって草刈りするのは、車の通ってないときじゃないと、なかなかもう危なくて危なくて切れません。もうこれはどこも同じだと思いますけれども、無理なお尋ねをしているわけなんですけれども、県も刈っても1メートルかそこらあたりですもんね。だからもうこっちのほうは、あと法上が2メートルとおっしゃったですけど、伸びると、こっちに傾いてきて、道路に傾いて、逆にいけばもう何も心配は要らないんですけど、道路の方に傾いてくると、結局はもう刈らんとですよ。だから、やっぱりそこに土地を持っている人が刈らざるを得ない。体が強ければ、それでいいんでしょうけれども、私も県道のすぐ脇を持っておりましたので、何回かします。しかし、余り伸びたから切るというのは、自分の体も酷使して刈らなきゃできないから、自分も切る回数を減らすというような思いでおります。これをずっと続けていかなければできないと、そういうふうな、やっぱり県も予算がないということであれば、そういうふうにして刈っていかないと、それは管理区間があるところはいいいんですけれども、管理区間以外、町で刈らなければいけない、そういうところあたりになると、もう年に1回しか刈り取らないというようなことで、やっぱり各行政区あたりも恐らくそういうところの通学路あたりは自主的に刈ってあるんじゃないかならうかと思います。だからやっぱり1メートルとか、法上は草刈機ですとそのくらいだと思いますけれども、1メートル50ぐらいですか、2メートルというあんまりですから、そのくらいでも県のほうも、幾ら予算がないといっても、刈っていただく、やっぱり地元に甘

えるというようなことですもんね。だからそこらあたりを町長も介護のために、どこの自治体も同じだと思いますけど、苦しいと思いますけれども、やっぱり事故が起こってからでは遅いという思いでいます。町長のほうも要望をしておられると思いますけど、再度の要望をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 県も財政的にできる限りのはしていただいていると思います。

町に付いても同じでありますけれども、引き続き県道については県に町から要望しますし、町道に関しては今の財源、限られた財源の中でこういった有効活用をするかということが必要になりますけれども、そういったところも危険性、やっぱり子どもの通学路あたりが特にそういったことになりますので、いろんな先ほど私が当初申しましたとおり、交通安全パトロール、そういったことで皆さんといろんなところを見ながら、必要に応じた対応していきたいと思います。

それとやっぱり、打越議員の中にありました自分の土地に関しては草を刈っていただいている方あたりもかなりおられます。私も県道を通っていると、これは良いことですのでお名前を出しますけれども、東豊永の南関中学校の前あたりにつきましては、田中ボディの田中さんのお父さんですね。もう何回も年間、刈っておられます。子どもたちの通学路を切っておられるのを、私も何回も拝見しますけれども、本当に感謝しておりますし、頭が下がる思いです、そういったことで、やっぱり自分たちの町の子どもは自分たちが育てるという気持ちをもって、私も当然そうですけれども、そういったことで少しずつの皆さんの取り組みが広がっていけばいいと思いますので、やはりそういった気持ちになるような、気持ちがいいようなまちづくりというか、そういった環境づくりもやっぱり進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 本当、お金がないことはもう重々に私も存じ上げております。地震あたりも熊本でありましたし、またそっちのほうで被害のほうが多くて、なかなか手の方も回せないという、そこらあたりの部分もあろうかと思います。本当やっぱり地域のみんなで、事故が起こる前に、子どもたちにも通行の際には十分注意されるように、教育長のほうにちょっとお尋ねを、ちょっと振りますけど、学校のほうでの指導等あたりをしていただいて、もうされていると思いますけれども、これから先、人口等も減ってきますので、なかなか県道あるいは町道あたりも、町道を管理する課あたりの管理あたりは特に厳しいかと思いますので、そこらあたりも含めまして、教育長のほうも学校のほうの指導をされているかどうか、振って申し訳ございませんけどお願いします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほどの町長の答弁の中に、通学路に関しましては、通学路安全推進会議というのを立ち上げて、危険箇所をなるべく町内からなくしていくという取り組みですね、これに町各課と、それから教育委員会、そして教育課、それから地域振興局や警察、すべてが一堂に会して、学校からの各校区ごとの危険箇所、優先順位を付けて問題提起をしたものを協議し、そして現地立会で回って、そしてその中から早急に対応していくものという順番を決めて、建設課等のほうもしっかり要望を出してもっていますけれども、順番を決めながら、今年の場合は26年度に上げた要望がどれだけできているかという進捗状況から関係者に全部答えてもらって、それをもとにさらにまだ未実施のところを今後の重点としていくというような方向で動いているところです。今月の19日に最終的には今年度の最終順位を決めて要望を上げる会議をすることにしています。併せて、今ありましたように、県の警察署や県のほうからも見えますので、要望することは要望するとともに、先ほどありましたような年1回の草刈りを、よければ今年のような猛暑の中ではものすごい草の生い茂りになるので、回数が厳しいところは増やせないかという要望も併せて、もう一度念を押したいというふうにも思います。併せて、各学校には交通安全の指導については、もうこれは毎日のことですので、しっかりと小学校では歩行の交通安全の誓いを毎週1回、全体が集まって誓い合うとか、あるいは中学校では自転車通学安全五則という五つのルールを守る、その徹底を図るような指導を毎回念を押しております。と同時に、春・秋の交通安全旬間の重点として取り組んでいただいております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。何しろ事故がないように、皆さんで一緒に守っていきたいと思うところでございます。

続いて、建設課でも毎年、道路維持の補助金を各区に出しているというようなことで、全体の費用をお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今、議員がおっしゃったのは、総務課で行っております地域づくり補助金のことかと思いますが、一応26年度までは93万円程度、といいますのはメートル当たり5円で計算を行っておりました。それが28年度からメートル当たり10円ということで、185万円程度でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

各行政区間で管理されている、町道なんですけど、各行政区で年2回ほど草刈り

をされていると思いますけれども、その各行政区が管理している区間外といいますか、だけん町内で各行政区が草刈りをされないとか、雑木を切られないとか、荒れている竹を切らないとか、そういうところが何キロぐらいあるか把握されていますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 町道の総延長が約210キロございます。そのうち、地元管理が、先ほどの補助金からいきまして185キロ、町の管理区間につきましては17キロございます。未管理区間が約8キロ程度ございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 各校区ごとに業者に委託している費用、南関から第四校区までありますかね、その内訳と総単価。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 町が業者のほうに委託しております維持管理の費用でございますけど、だいたい年間の予算額が毎年1,850万円程度でございます。今年の29年度の実績でございますけど、実績といいますか、今現在の契約内容でございますけれど、1,814万400円を今委託しておりますけど、うち南関地区が561万6,000円、賢木地区が707万4,000円、大原地区が273万5,000円、それから坂下地区が267万8,000円程度となっております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 一応29年度は約1,800万円ぐらい、それで未管理区間が9キロですかね。9キロということで、一応私が最後に申したいのが、管理がなかなかできないので、今、道路改良してされているところは、何かコンクリートでされていますかね、上のほう。法下のほうについては1メートルぐらいコンクリートで、法上については2メートルぐらい吹き付けされております。そういうところで、この未管理区間のメートル数においては、通学路は入ってないでしょうかね。その部分が、誰もが管理しないところからでも、路肩をコンクリートにするならいいというようなことで尋ねているんですけど、そのコンクリートで100メートルぐらいするにはどのくらい、だいたいかかるのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） まず、先ほど未管理区間というのが、町も地元も管理していない区間ということで、町のほうではだいたい17キロ程度、小原、上長田とか、管理区間がございます。

今、防草コンクリートでございますけど、だいたい片側1メートル、両側で1メートル行って、100メートルでだいたい80万円程度になるかと思います。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 防草コンクリートで、何か両方で、100メートルで80万円くらいというようなことであれば、各業者に委託している分については、道路補修とか草刈りあたりも、多分その中には入っているかと思いますが、通常、業者さんも無理してお金ば、その分は受託されているというようなことですかね。それとも、ある程度余裕があるというか、そこらあたりの部分はどんな、建設課としての把握は。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応、委託につきましては、草刈り等もございますし、路面の補修等もございます。その年によって、部分的に補修が特に必要な部分とかもございますので、そういうところを入れたところで、年間の予算が1,850万円程度でございます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） できれば、その一部分を持ってきていただいて、80万円ぐらいですので、優先順位等があるかと思いますが、やっぱりそこらあたりで通学路区間でそういうものが、予算的に持ってこられるならば、やっぱり高齢化にだいたいなってきますので、やっぱりそういう部分のほうに、もうそろそろ考えも頭に入れとった方がいいんじゃないかというようなことでお尋ねしているわけです。町長、そのところをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員の言われることはよく分かります。ということで、各校区で維持補修をやっておりますので、そのうちから防草コンクリートをできないかということでありまして、その必要な部分に対して維持補修をしていくことで今進めておりますので、その順番がどうかということはなかなか難しいということでもありますけれども、本当に必要な箇所については防草コンクリートを別枠ですということ、これまでやってきたわけで、小原上長田線につきましてもそういった工事を既に分けてやりました。ということでもありますので、町の財源の中、当初、先ほどの質問でもお答えしましたがけれども、全体枠の中から本当に必要な部分というのも限られた、もうそういった予算も付けておりますので、それでもまだやっぱり不足する、そういったことがあるとするならば、その全体的な校区ごとの維持補修だけに限らず、今申しましたとおり、別枠でもそういったことを検討する必要もありますので、子どもたちの安全・安心な生活を守るためにも、そういったことですぐそれを、来年はこれをやりますということじゃなくて、これから将来にわたって、どこが必要ということを検討させていただきながら進めていければと思います。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） ありがとうございます。前向きな答え、ありがとうございます。じゃないと、なかなか本当、道路維持のほうは難しいと思います。

2 番目に行かせていただきます。鳥獣被害対策、これはもう本当、南関町だけに限らず、熊本県あるいは遠くのほうまで、インターネットで調べたところ、イノシシが行っているというようなことで、本当、全自治体も多分頭を悩ませているところじゃなかろうかと思います。カラスというのは、なかなか頭がようございまして、上のほうから眺めるものですから、人間の目線よりも上で眺めておりますので、人間の行動するのは、もうカラスは360度見ておりますので、本当油断しよると、すぐ何でも持っていく。さっきまであったのが、もうなくなっている、そのような状態で、カラスも約130羽から5、60羽ぐらいですかね、なかなか本当。そして、カラスは民家の側におるものですから、なかなか狩猟をされる関係者も頭を悩ませているところじゃなかろうかと思います。カラスは追いよったら、また戻ってくるのですかね。追いやったら追いやったほうに行くのですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） カラスも非常に学習能力といいますか、頭がいい鳥でございますので、そのときは追い払っても、また来たとしても、猟友会の方が銃を持って近づいたら、すぐ逃げるとか、そういう話は伺っておりまして、なかなか駆除も難しいようにも聞きます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） カラスもなかなか共有しなければ、人間様がお殿様であっちゃいけないですから、猟友会の方々に期待するほかはないと思います。

イノシシが春から秋にかけて、子作りに励んだり、田の中を荒らしたりというような、インターネットで見ますと年に1回か2回ぐらいお産するというようなことで、1回に2匹から7匹ぐらい生むというようなことが書いてありました。そして、走るとも速くて、1時間に45キロぐらい、走れば、そのような速さが、速く走るということで、調べてびっくりしたところです。そして、非常に警戒心が強く、神経質というような、不意に近づくと攻撃されることもあるというようなことで、そしてイノシシは社会性といいますか、3グループぐらいあるそうですね。経済課長、そこを。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 私は、グループについてはちょっと分かりません。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 子どもを連れた成獣雌の母系的グループ、単独制雄、生殖

に参加しない若齢、雄グループが3つあるそうです。成獣については、雌・雄ともに単独制雄社会を形成している。雌は母親とともに母系的な群れをつくるが、雄は1・2歳で母親のもとを離れ、小さな群れをつくるか単独生活を行う。一夫多妻制の社会をつくり、雄は交尾時のみ、雌の群れに入ること。通常、縄張りをもたず、複数の群れが同一地域を利用することも可能というような、しかし雌雄同士の闘争や、他の群れの子どもを襲うことも認められているというようなことも、こういう面白い、こういうところがあるそうです。それで、イノシシの環境の整備といえますか、イノシシは近寄らないようにするための方法というのは、経済課のほうでもある程度研修があっていると思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 近寄らないといえますか、現時点では電気柵、メッシュ柵等を補助して設置してもらっておりますけれども、町長からの答弁もありましたけれども、人里に出て、そこで餌場があれば、イノシシも非常に環境能力、適応能力も優れておりますので、なかなかまずは人里に来ないように、地域ぐるみでいろんな対策をするべきかなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 今、地域ぐるみでしていかないと、なかなかイノシシも生まれてから亡くなるまで10年だそうですね。それで、イノシシは自分よりも強いものはいないという、イノシシが一番、動物を除いてですけど、一般に自然界でいる中ではイノシシが一番強いというようなことも載っておりますし、一番人里に来なくするためには、電気柵等あたりで追い払うのが策かと思っておりますけど、イノシシは追い払っても減りませんよね。だから、先ほど頭数あたりを、猟友会の方々が処理された分が360頭から400頭を超えるというようなことですけど、この狩猟免許の登録者数は今増えていきよるとですかね、減りよるとですか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） だいたい例年30名程度でするようにしております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） やっぱなかなか、立山議員も一生懸命努力されており、イノシシを追い払っていただいているというか、減らしていただいて、本当に感謝しなければいけません。減らす方法は耕作放棄地あたりをなくしないと、もうすぐ横で、うちあたりの側でもイノシシの通り道あたりもありますし、やっぱり近くの法面あたりがもう荒れておれば、もうそこに来ますので、なかなか減らすということはできないんじゃないかなと思います。広域市町範囲での対策は進んでいるかということは、もう先ほど作業部会で年2回行っているというような回答をいただ

いておりますし、有効な対策の検討はというようなことで、管理の仕方、自分の農地は自分で守るというようなことで対処していかないと、できないんじゃないかとも思います。私は、動物は共存共栄といいますか、そういう形でいくにしても、やっぱりある程度管理をしていかないと、なかなかイノシシから人間が返って柵の中に追いやられるというようなことも冗談では言いますが、そういうふうになる可能性もあります。有効な手立てをもって、広域的に話し合って、有害鳥獣をどうにか減らす対策を考えていただきたいと思います。

一応まとめに入ります。道路等の維持管理は大変な労力と費用を要します。どこの自治体も同じく頭を痛めていることと思います。事故が起こってからでは遅いと思います。鳥獣対策も同じく、どこの自治体も頭を痛めておられると思います。少子高齢化社会も急速に進んでおり、知恵を出し合って、物事にあたっていく必要があると思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） こんにちは。5番議員の境田です。

一般質問をする前に、本日亡くなられました田口議員の御冥福をお祈り申し上げます。年は違っておりましたが同期で、私が一番かわいがってもらったんじゃないかなと思っております。非常に残念です。

それでは、一般質問に移ります。今回は、先に通告しておりました3点について質問します。

まず、1点目の平成28年度一般会計の決算についてです。町の定例議会は3月、6月、9月、12月の年4回開催されますが、3月議会は予算議会、9月議会は決算議会ともいわれております。今議会では、平成28年度の歳入歳出決算を認定しなければなりません。この決算の意義と考え方は、議員必携で詳しく述べられています。その中で決算審査は執行済みのものと、軽く軽んじられる傾向にあるとも述べられております。また、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政効果や経済効果を見て、住民に代わって行政効果を評価する、極めて重要なものとされております。特に重要とされているものは、審査の結果は次年度の予算編成に生かされるように努力すべきであると示されております。

私は、今議会の決算審査が来年度予算に生かされないかと思い、平成28年度の決算書を調べてみました。まず、歳出の中の不用額について質問します。予算を執行するにあたっては、必ず不用額が生じます。不用額が生じる理由として、議員必携には4点が上げられております。1つに辛抱して残した、2つ目に事業規模を縮

小したから余った、3番目に予算そのものの過大見積もりです。4、予算の執行時機を失った、この4点が上げられております。このようにして不用額が出ます。特に問題は3番です。これは議会で承認した予算が残っていることです。少々の予算が余ることはあります。しかし、大幅な金額、予算が不用額として残っている場合があります。過去5年間の不用額は平成28年度1億1,538万円、24年度1億1,262万円、25年度1億9,080万円、26年度9,719万円、27年度2億3,216万円です。この5年間の平均を見てみますと、毎年1億5,000万円が不用額として残っております。

次に、歳入の中の繰越金の質問です。平成13年度か27年度の15年間の繰越金の年平均額は2億2,000万円です。平成23年度から平成27年度の5年間の平均は1億6,000万円となっております。毎年、少ない年で1億円、多い年で2億6,000万円が繰り越されております。この繰越金は、前年度の歳入から歳出を引いた金額が繰り込まれております。その中には翌年度繰越に支払う分も含まれております。これは平成13年度から、この繰越金は前年度の歳入から歳出を引いた額が繰り越されています。民間では予算請求には毎年違ってくるはずですが、役所独自のやり方なのでしょうか、この繰越金はすべて使ってしまうわけにはいきません。27年度では約1割の明許繰越分が含まれております。先ほども述べましたが、毎年、億の金が繰り越されております。このうちの一定度の金は町民のために使ってよいのではないのでしょうか。今、来年度の予算計上がなされているはずですが、町はいつも金はない、厳しいと言われております。しかし、これだけの繰越金が生じております。そこで、町民のためにも予算編成も考えるべきではないのでしょうか。そこで、次年度の予算編成に活かされないかと思い、①として、款別不要額は幾らになるか、②歳入の中の繰越金は幾らになるか尋ねます。

2点目の在宅介護の支援についての質問です。今年4月から、町は要支援サービスのうち、ホームヘルプサービスとデイサービスを新総合事業に移行しました。ボランティアや担い手を確保できていない、また新たな担い手の確保が難しいといわれております。サービスを提供してきた事業所が、採算性の低さを理由に、軽度介護から撤退するなどの混乱も起きております。サービスは介護施設だけでなく、住民団体なども提供できますが、ここでも同じく担い手確保に介護施設より苦慮されている現状があります。国は要介護1・2を総合事業に移行を検討しております。多様なサービス提供が非常に困難な中、これで移行されれば介護格差が生じ、混乱を招きかねません。介護保険料を納め、サービスが利用できないでは、目の前が真っ暗で、どうしていいか分からないと嘆かれ、生きていくのに絶望感をもちます。老後を心配しなくていい制度を設けなければなりません。経済的にも余り打撃を受

けます特老は順番待ちで、いつ入所できるか分からない現状があります。また、施設には入れたくないと言われる人も少なくないようです。かつて親の介護は家族が当然のことと担ってきました。単身世帯が増えた今、家族の姿は大きく様変わりしました。自宅にいて親の介護をすることは素晴らしいことですが、介護は想像以上に心身を疲れさせます。経験してみないと分かりません。また、経済的不安も生じます。介護はプロに頼めばいいのですが、できない人もおられます。国は介護離職ゼロを目指し、介護休暇を取っていますが、現実的には厳しいものがあります。今、町では在宅での家族介護、寝たきり高齢者などの介護手当支給規則により、年間6万円、月に5,000円を支給しております。在宅要介護高齢者おむつ等費用助成事業では、要介護3から5までということで、月額3,000円を限度として購入の助成も行っております。在宅介護は並々ならぬものがあります。少しでも安心を与えるために、もっと支援が必要です。そこで、①南関町の在宅介護の現状と課題、②在宅介護の世帯数と町の介護手当支給の推移をお尋ねします。

最後に、3点目の児童生徒の食物アレルギーについては、平成25年の9月議会で質問しております。平成24年12月、調布市で食物アレルギーのある小学校5年生の女の子が、粉チーズ入りの韓国風お好み焼きのチヂミを誤って食べ、給食後、死亡しました。粉チーズを取り除いたチヂミのおかわりを求めた際、担任教師が女の子が食べられない食材が記入された一覧表を確認せずに、チーズ入りのチヂミを渡して起きた死亡事故です。安心・安全の学校で二度と起きないように、対策・対応について質問しました。それから4年が経ちます。子どもたちは安心して学校生活を過ごしているのか、近年もアレルギーの子どもたちが増え、対応が複雑化しているともいわれています。そこで、①食物アレルギーの子どもが増えているが、近年の推移を尋ねます。②学校給食のアレルギー対策、保護者啓発の取り組み、③教職員の研修の取り組みの現状を尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 答弁の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時09分

再開 午後3時19分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

その前にお知らせをいたしておきますが、立山秀喜議員の奥さんのお母さんが亡くなられたということで、今夜が通夜ですので、早期に今日は帰られましたので、お知らせしておきます。

それでは、5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、境田議員の、28年度一般会計の決算についての御質問にお答えいたします。

まず、①の款別不用額は幾らになるかとのことですが、具体的な数値につきましては、担当課長からお答えします。

また、②の歳入の中の繰越金は幾らかとのお尋ねですが、決算書にもございますとおり、1億7,571万6,073円でございます。

次に、在宅介護の支援についての御質問にお答えします。まず、①の在宅介護の現状と課題を尋ねるにつきましては、これまでも介護保険についての御質問をされておりますが、町では第6期老人保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で高齢者がいきいきと活動的に暮らせる町を基本理念として、介護保険の各施策に取り組んでおります。中でも、将来を見据え、住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業の充実等に取り組んでいるところでございます。具体的には、今年4月から介護予防日常生活支援総合戦略が始まり、訪問介護、通所介護がこれまでの介護予防給付から町で実施する介護予防生活支援サービス事業に移行しているところでございます。同じく4月から始めました生活支援体制整備事業は、町社会福祉協議会に委託しまして、課題であります新たな生活支援サービスの提供の体制づくりに向けて、支援体制の状況の把握と分析、支援サービスの現状及びニーズの把握と分析などに取り組んだところでございます。また、在宅医療・介護連携でも、玉名郡市、1市4町で玉名郡市医師会に事業を委託しまして、円滑な連携に向けた取り組みを始めているところであります。今後も在宅介護を支えるためのマンパワーの育成・確保、認知症施策の推進、ネットワークの構築、地域ケア会議の充実などに取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、②の町の在宅介護手当支給の推移を尋ねるにつきましては、町には要介護4・5の方で、1年間在宅で介護されていて、介護サービスを利用されなかった市町村民税非課税世帯の介護者の方に手当を支給する寝たきり高齢者等介護者手当がありますが、平成23年度に1名受給されて以来、平成24年度からの支給実績はございません。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 5番、境田議員の児童生徒の食物アレルギーについての質問にお答えさせていただきます。

議員からもありましたように、以前にも食物アレルギーの実態に関するお尋ね、あるいはほかの議員の方からも食育やアナフィラキシー対策等、質問があり、答弁をしてきたところです。食育をめぐる問題は、日常生活と密接な関係があるわけで、時と共に変化する食生活を常に見守るためにも、大切な問題と考えております。

1 番の食物アレルギーの子どもが増えるが、近年の推移を尋ねるについてのお尋ねです。医師の診断と指示を受けて、保護者から学校へ診断書とともに、学校生活管理指導票が提出されている児童生徒は現在のところはありません。ただ、食事相談とかアレルギーに関する申し出があった児童生徒の数は、平成27年度18名、28年度20名、29年度18名となっております。一方、全国調査での小中学校の推移を見てみますと、平成19年度2.7%の数値が、25年度4.6%に、全国調査では増加しています。町内では、保護者から学校へ申し出がなされている児童生徒の大きな変化はありませんけれども、今後は増えることも考えておかねばならないと思います。申し出がなされている町内の児童生徒の給食に関しては、除去食あるいは代替食対応の必要性は今のところありません。各児童生徒が自己管理において、対象品目だけを取り除いているのが実情です。対象品目になるのは、牛乳アレルギー、卵アレルギー、小麦、そば、エビ、山芋など、子どもによっては多くの食品にわたっています。

次に、2 番、学校給食のアレルギー対策保護者啓発の取り組みを尋ねるのお尋ねにお答えします。毎年9月、小学校で、ただいま実施中ですが、新入児健康診断、就学時の健康診断ですね。あるいは、3月の体験入学、また学級懇談等で各種アレルギーや学校給食での食物アレルギー対応について説明してもらおうとともに、アレルギー対策を希望する保護者には、医師の診断書と、先ほど言いました学校生活管理指導表を必ず提出していただくようにしてあります。特に年度初めの家庭訪問の際には、担任と保護者と共通理解を図るように努力してもらっているところです。これらの情報をもとに、対応の必要がある児童生徒に関しては、毎月、学校給食センターの栄養教諭と保護者との間で、給食献立の打ち合わせを開くなど、きめ細かい対応を行っています。また、必要に応じて、給食日より、学校日よりなどを使って、食物アレルギーに関する情報を集め、食育に対する家庭啓発を実施しておるところです。

3 番、教職員等の研修の取り組み現状を尋ねるについてお答えいたします。年度初めに提出してもらった調査票や、家庭訪問の際の情報をもとに、特に気になる児童生徒への対応は、職員会議や校内研修を通して、教職員全員が共有を図っております。教職員はこの中には熊本県主催の食の研修会に出席した後は、その内容を学校内で必ず復講ということで報告することにしております。また、エピペンの取扱い

方、アナフィラキシーや緊急時の対応の研修も実施して、職員間での共通認識を図ってもらっているところです。

以上お答えしまして、この後の質問は自席にて、また詳細は教育課長が給食センター所長ですので、お答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 28年度一般会計の決算について、款別不用額は幾らになるかということでございます。お答えいたします。

1款議会費が65万70円、2款総務費が1,954万5,840円、3款民生費が2,716万6,739円、4款衛生費が644万7,813円、5款農林水産業費が655万6,116円、6款商工費が89万7,908円、7款土木費が2,547万7,861円、8款消防費が633万61円、9款教育費が894万955円、10款災害復旧費が3,927円、11款公債費が4万8,897円、12款予備費が1,250万7,673円、合計で1億1,457万3,860円となっているところでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 詳しく述べていただきまして、ありがとうございます。

私がこの不用額、繰越金、だいたい一般質問では事務的な数字はあまりの好ましくないとうたってありますので、再度ここでまた質問に入っていきます。

28年度の不用額、先ほど1億1,457万3,860円とのことでしたが、款別の不用額のうち、金額として今お聞きしましたら、款別で民生費がやっぱり一番多いと今ちょっと思いましたけど、2,716万6,739円ですかね、民生費の不用額が。これは、これだけ何で不用額が大きいのかなと思ひまして、その要因は何だろうかと思つて、ちょっとお尋ねしますけど。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 民生費の不用額の主なものにつきましては、社会福祉総務費の障がい者総合支援給付費などの扶助費においてが1,504万円、それから介護保険費の介護保険特別会計繰出金においてが337万円、後期高齢者医療費の療養給付費負担金において180万円の不用額が発生をいたしております。大きいのがやはり扶助費でございます。請求があつたときにお支払いする扶助費でございますので、そのために予算的には確保しておくということで、今回、結果として不用額として残つたということでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やはり私は思うとですね、民生費には少し金をかけんといかんとかかと、余り金額的に大きくて、今質問しました。金額の多いのも問題です

けど、やっぱりどこの担当の予算の不用額が多いか、款別にパーセンテージを出して検討するべきではないでしょうか。これはもうよかです。お願いしておきます。

不用額はどのような理由で発生したか、また先ほども私は4点言いましたけど、それと一定以上の不用額、これについては一覧表として資料の提出を求め、総合的な検討も私は必要であると思いますが、いかがですかね。これも議員必携にもうたってあるとですよ。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 一覧表を示して、資料として提出すべきではないかということでございますが、この中で決算書には一応記入はされておりますので、改めてその一覧表を作るかどうかというのは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 私が通告書を出すとき、資料がなかもんだけん、やっぱりそういう質問をしたんです。資料があると、通告書もそのときは結構勉強してから質問できるとですけど、今から少しでも早くなればなと思うんですけど、なかなか決算は厳しいものですから、すぐできないと思ひまして、私が用紙に書いとった繰越金とか、そういうのを聞いたつです。この不用額に対して、結構先ほど言いました億のお金が出ておりますけど、この意見書を見ると、年度途中で減額補正すべきものも見受けられたとなっております。私が議員にならせてもらって、この予算の関係で携わったのは平成21年度からですけど、21年度の予算ですけど、これは7年間はほとんど意見が同じなんです。今回、決算書を一応もらいましたけど、これも同じ意見で、これだけ不用額が生じるならば、監査委員さんは監査委員の意見を重視して、私は減額すべきものは補正してすべきと思いますが、どのように思われますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 御指摘のとおり、第2回の監査の時点で、決算見込額等の報告もいたします。それを監査委員の方にはご覧いただくわけですがけれども、その場で小さなものでも見込額を超えるならば、減額補正すべきものは減額補正すべきという指導はちゃんと行われております。ただ、先ほど申しましたように、やはり残しておかなくてはならないと予想されるものについては、ある程度の額を残させてもらっている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 分かりました。それでも、やはり意見書は毎年同じ意見書になつとるけん、一回ぐらい変えたらいいんじゃないかなと思って。監査委員が一

生懸命監査して、同じことを言うて、何年でもいっちょん変わらんというなら、やる気が出らっさんとかناと思って。よろしければ、一回ぐらいちよつと意見書を真剣に受け止めて、減額補正でもよろしく願いしておきます。

この不用額の中には、予備費も入っております。予備費の不用額も入っております。これは23年度から27年度の予備費の不用額、これは年平均しますと、毎年2,500万円ぐらい残っております。28年度の予備費は、不用額は1,200万円です。使っていないなら、高く見積もらないように、私は予備費も検討すべきじゃないかと思います。

冒頭で私が言いました予算そのものの過大見積もりで不用額が生じた問題ですけど、これはやっぱり私たち議会も承認して金が残っております。予算がこれから執行部ですけど、私たち議員も予算審議に対しては十分な審議が必要になってくるんじゃないかと思っております。

②の歳入の中の繰越金ですけど、28年度の繰越金は1億1,214万8,000円との答弁でしたが、冒頭でも申し上げましたが、平成13年度から15年間の繰越金は、年平均2億2,000万円ですよ。23年度から27年度の5年間の年平均は約1億6,000万円です。何度も言いますけど、これは少ない年で1億円、多い年で2億6,000万円が繰り越されております。いわゆる億単位です。この金額は、歳入から歳出を引いた額が、そのまま次年度の歳入の繰越金となっております。だいたいこういうやり方という失礼ですけど、こういう方法は県内の自治体の6割が行っているようです。この繰越金は、歳出の中にその年度に預金したものも入っております。繰越金は全部使えないのは分かっておりますけど、いつでも使えないかと思ひまして、今回の一般質問にいたったわけです。町長、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 繰越金の全額は、もちろん使えない部分がございます。そういったことで、本来、先ほども議員が言われておりますとおり、歳入歳出がきちっとした形で不用額が出ないのが適正な使い方かも知れませんが、どうしても事業によっては見込みを立てておかなければ、執行ができない部分がございますので、そういったものが不用額として残っておりますので、そういったことなるべく町としては財政的にも厳しい中で、使わなくてよいものは使わない、それが不用額として結果的に残って繰り越すということでもありますので、その繰越額が残るからといって、それをいろんなことに使えるかといいますと、その繰越額につきましてはやっぱりしっかりした精査をしながら、新しい年度においても、そういったものを繰り越しながら、適正な予算の執行ができるようにしていかなければならないんじゃないかなとは考えております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

実は、私が何でこれを言ったかという、2 番目の質問に絡むからこの問題を上げさせてもらいました。やっぱり先ほど言いましたが、歳入から歳出を引いた金額は、普通、民間では未払金として、その金額を差し引いた分が実質収支になるんですけど、これは町では普通、これを見ると黒字で書いてあるとですよ。平成27 年度1 億7,000 万円です。28 年度は9,400 万円の黒字となっております。やはり予算も住民本位だと思います。住民のものとして、住民のために作られています。町長も今言われましたけど、日ごろ見ますと、住民のために日々努力されています。繰越金が億単位がありますので、住民の望みが少しでもできるように、これを予算に組んでもらいたいと思って、次の2 番に移ることで、この問題でちょっと取り上げてみました。

ところで、会計管理者は決算はだいたい8 月31 日までに町長に提出しなければならないとなっております。町長は決算の内容を検討した上で、監査委員の審査、議会の認定の運びになっておりますが、会計管理者は、現在、決算をいつ頃、今提出されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） 地方自治法によりますと、会計の閉鎖は3 カ月以内になっております。だから、境田議員が言われるように、8 月末ということですが、ここ最近では7 月末には町長宛に提出をいたしております。本年度の28 年度の決算につきましては、7 月24 日か25 日ぐらいに提出したかと思います。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

それだけ早かなら、よろしければ、もうちょっと私たちの手元にもらうと非常に勉強になりますけど、よろしくお願いします。

今言われましたけど、法令に基づく書類も今言われましたけど、やっぱり決算審査の意義を高めるためにも、必要な書類の提出を私たちは求めていくべきだと思います。

そこで、決算書は一応県に出しますね。県は国の総務省に提出します決算カードがあります。今まで提示されている決算書は、これは調べる時この膨大な資料から探さねばなりませんけど、この決算カードは1 枚でいろんな資料が分かりやすいですよ。また、行政サービスがきちんと行われているかなどのデータも記載されております。こういう見やすいといふかな、たった1 枚でありますけど、この1 枚

でもう人口から何からすべて分かる資料があるとですよ、町長も御存知だと思いますけど。これを私は議会の前に皆さんに配るお考えはないのかなと思ひまして質問いたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 議会の前ということでよろしいでしょうか。確かに議員御指摘のとおり、決算カードは1枚のシートで、中身が分かりやすいということでございます。財政系のほうもその資料は作成をいたしております。ということで、これを配付することで、検討をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。先ほど言いました決算カードは、人口等、金がどこから入ってきたか、どこに払ったのか、借金残高、いわゆる預金、私は分かりやすく預金といいますけど、基金とか、そういうのがすぐ分かりますので、いい資料だと思いますので、今検討すると言われましたので、よろしく願いしておきます。

次は、2番の在宅介護支援についての質問に移ります。住み慣れた自宅で介護できるのが、いわゆる在宅介護です。国民の半数の方が在宅介護を望まれております。しかし、誰が介護するかです。また、在宅介護は、家族の人は一人で背負ってしまうケースが多いため、精神的にもまいります。在宅介護するには脳出血とか、いろいろな原因があると思いますが、何が一番多いと思いますか。どういうのが病気になるられて在宅介護されるのが多いんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 原因はいろいろあられると思いますけれども、介護認定の認定調査の状況から見ますと、骨折、脳卒中などの脳疾患から、入院後、要介護となられるケースが多いようでございます。入院後に身体筋力の低下とか、認知症の発症とか、重度化などにつながるというようなことなどがあるようでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

高齢社会になり、要介護者は年々増加しているようです。逆に介護者は少ない現状です。今、南関町の高齢化率は36.5%です。老々介護の現状ですが、高齢者による在宅介護は私は今後増えていくと思います。その中で自宅で認知症者を介護されている世帯ですけど、以前、認知症の家族を訪ねました。そのときは介護保険の認定上からの数値では、平成27年4月現在で、南関町の認知症は457名と報告を受けたんですけど、65歳未満で発病する若年性認知症は県内で、その時点で

確か約900人と推定されるといわれておりました。介護認定を受けていない人を加えると、私はもっと多いはずです。

そこで、最新の認知症の世帯はどのようなになっておりますか。もし分かれば、お答えをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 前回と同じような状況での、今年の4月に集計しました認知症の結果の方の数ですけれども、513名というふうに集計をいたしております。在宅か施設かというのは、ちょっと不明でございますが、そのうち50代の方が2人いらっしゃる。50代の方がこの中に2名、この中には含まれているということでございます。世帯数については、こちらのほうではちょっと把握をできておりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 私は、認知症は昔は65歳以上の5%がという、最初は説明を受けたんですけど、最近は認定を受けるから、各自の数字が出ていると思いますけど、私は本当に513人おんなはるとかと思って、非常に多かけん、私はびっくりしております。認知症の方が認知症の方を介護する認々介護といいますけど、これだけ多いなら、我が町でも何か介護される人はおらるっですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 認知症の方が認知症の方を介護しているということで、地域包括支援センターのほうで把握している世帯は、9世帯あるということでございます。そのほかにもいらっしゃるかも知れませんが、そのほかのことはちょっと分かりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

介護するには、特に認知症を言いましたけど、徘徊される人は目を離されません。日暮れて、夜徘徊される人が多いみたいですけど、介護者は本当に寝られない。拘束時間が長い現状があります。そうすると、仕事はできない、引いては仕事を辞めざるを得ない状態になりますけど、町でも介護離職、国はこれはゼロと言っておりますけど、私は現実、本当先ほど冒頭に言いましたが、厳しい問題があると思うとですよね。こういうところも南関町は把握されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護離職の把握ということですが、実数の把握をやっているわけではございませんけど、28年、昨年12月から29年2月にかけて、第7期の介護保険事業計画の策定に向けまして、高齢者等の適切な在宅生

活の継続と、家族等の介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的に、在宅介護の実態調査というものを認定調査時、在宅者のみの方なんですけれども、実施いたしまして、これは計画策定のための調査を実施しまして、調査のサンプルが65の集計結果を参考に、それを集計した結果があるんですけれども、それを参考にしますと、今言われました介護のための離職の有無の項目で、主な介護者が仕事を辞めたと回答された方が3.2%、62名中2人ということですので、不足すれば、全体では10名以上はいらっしゃるのかなということとは推測できるというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 介護は本当に何度も言いますが、大変で、特に仕事ができないと、やはりもう家庭内殺人とか介護殺人、非常に厳しいものがありますので、目を光らせてフォローするようにお願いしておきます。

今、介護するとき、ほとんどの主な介護する人は、だいたい7割が女性の方といわれておりますけど、だいたい介護者は家族でやはり南関町も同じ現状ですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） これも先ほどの調査結果なんですけれども、主な介護者の63.5%が女性ということで、うちの町はですね。女性という結果で、本人との関係では子どもが47.6%、子の配偶者が23.8%、配偶者が17.7%ということの結果になっております。7割の方が子どもまたは子の配偶者の方が携わっているという状況が伺えます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 分かりました。

②の在宅介護の支給ですね、この推移と世帯数ばもう一回お願いします。先ほど何か寝たきりは1件と言われましたけど。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護をされている手当のほうは、先ほど町長が答弁されましたように、23年度まで1件はありましたけれども、その後はございません。あと、以前にも御質問を受けましたが、おむつ等の費用助成を行っておりますが、それは28年度の実績で延べになりますけれども、申請者が187人で、支出額としましては89万320円ということになっております。登録者の方は、数は53名、28年度でいらっしゃいました。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 私が24年に聞いたときは、延べで180人で、だいたい80万円と言われたけど、そんな動いとらんとですね。

厚生労働省は、要介護高齢者の自立支援で要介護度を改正したり、着替えなどの日常生活活動ができるようになった場合、成果を上げた介護サービス事業所へより多くの報酬を支払う方針を固めました。病院でいえば、入院は短縮されております。国の施策で在宅、介護施設で療養することを進めております。だいたい2025年度には全国で30万人から34万人を、自宅あるいは介護施設に移行してもらう計画を出されております。これが施行されれば、これは自宅介護は、当然、私は多くなってくると思うとですよ。私が27年の12月議会で、要介護の4・5の在宅で介護サービスを利用された人に対して、寝たきり高齢者等介護手当支給を、これは家族の負担を少しでも軽く解消するためにも、もっとハードルを下げて、金額を上げるなどの対策を取り組んでもらいたいと述べました。そのとき町長、私がただ言うだけで答弁をもらっておりませんでしたので、ここで介護利用の低額者にもできるなどの在宅介護支援を見直して、少しでも安心して自宅で介護ができるようにすべきだと私は思っております。

そこで、寝たきり高齢者等介護手当は先ほど聞きましたが、平成23年度はたった1名と聞いております。サービスの利用がなかったと、そこでこれぐらい少なから、もう少しハードルを下げて手当を考えると、そういうお考えはございませんか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 在宅介護について、今のようなことでございまして、先ほどから不用額も含めたところでの話がございました。介護保険事業に限らず、町のほうでは住んでよかったプロジェクト推進事業ということで、全体的な事業を進めておりますので、そういった中で一般会計全体の中で考えていかなければならないんじゃないかなというふうには考えております。

それと、介護保険の在宅支援の部分では、実際、介護手当については何年も実績がないということで先ほど言われまして、23年に1名ということで、そういったことでありましたけれども、そういった現状も踏まえて、この手当も見直す必要があると思っております。そういったことで、地域支援事業を全体の中で、一般会計の中でそういったことがどうなるかということで、もう少し幅広い見解の中で事業全体を見直す中で予算をどこに配分すべきかということを考えていくべきだと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 我が町で若者支援は多いようですが、何か高齢者は少ないように思います。当年度から、また家庭内保育世帯応援金、これは家庭内で保育する乳幼児に対して応援金の交付ですけど、0歳児は月1万円、満1歳から満6歳ま

では月5,000円で、4,920万円の事業ですけど、またファミリーサポートセンター事業では依頼主が家庭で子育てできない場合は協力会員が預かる制度を新たに設けられました。これらを減らせとは私は言うておりません。来年度予算編成にあたって、何度も申し上げますが、毎年発生している億単位の不用額を利用して、予算措置を早めをお願いします。

また、介護は肉体的・精神的ストレスも伴います。精神的ストレス対策、在宅介護の指導、また今年できました地域生活支援員の派遣、特に一人で抱え込まないように、金銭的以外のことも今以上にお願いしておきます。

最後の食物アレルギーに移ります。食物アレルギーの近年に推移は、推移はさっき言われたですかね。ちょっとすみません、お願いします、年度別。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 人数だったですもんね、先ほど。27年度18名、28年度20名、29年度18名です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

4年前、私が聞いたときは、教育長は食物アレルギーをもつ児童生徒数は、一小が12名、二小が6名、三小が2名、四小が1名で、中学校が13名で、34名とのことでした。ということは、最近は減少しているようですけど、そう考えてよろしいんですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 調査項目がひょっとすると、多領域にわたってされて、数が多かったのかも知れませんが、28年度はですね。そのような領域ですと、この3年間もそういう数になるかも知れませんが、何がそれに増えていたのかが、ちょっと24年度の結果は分かりません。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 小学校・中学校は、今分かりましたけど、保育園と幼稚園、小学校に上がってこられますので、その人たちの食物アレルギーの児童数は把握されておられますか。よろしければ、年長さんは何人ぐらい言ってもらえると非常に助かりますけど。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 今御質問の保育園・幼稚園等についてですけど、南関町におきましては3園ございます。3園のほうに調べましたところ、年長で6名、年中で2名、3歳児で7名、未満児さんで15人、合計30人となっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

食物アレルギーは、さっき教育長も言われましたけど、卵、牛乳、小麦、甲殻類、そばなどの特定の食物によって、吐き気やじんましん、呼吸困難のさまざまな症状が現れます。だいたい小中高生のおよそ20人に1人が食物アレルギーを抱えているといわれております。前の教育課長は、個別に分かっているということを答弁されたんですよ。一小の場合はヤマモが1年生で何人とか、卵が3年生で何人おると言われてましたけど、さっき乳製品もちらっと出ましたけど、最近こういう個別数なんかは分かっているんですかね。もし分かっていたら、よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 個別に、各学校また保育園等につきまして、学年はちょっと調べておりませんが、各学校等で多いものとして、一小で見ましたところ、やはり乳製品、それからヤマモ、卵、こういったところが人数的には多いでございます。二小が、乳製品、卵、三小が同じく乳製品、卵、四小がおられません。南関中で見ますと、卵、それからヤマモ、そば、こういった方がいらっしゃいます。それから、保育園・幼稚園等につきましては、卵が一番多いでございます。圧倒的に多いでございます。それから乳製品、それから甲殻類、エビ、カニ等の甲殻類等が特に多いということで把握しております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

今お聞きしますと、非常に卵、乳製品が多いみたいですけど、私はそばが一番多かつじやなかろうかなて一人思っておりました。

アレルギーの今度は②の学校給食のアレルギー対策、研修の取り組みについてですけど、先ほど教育長が言われました保護者会、家庭訪問とか学校だよりとか給食だより、こういうので理解を深めているということで安心しました。食物アレルギーは、危機管理の対象として対応されていると思いますが、給食で特別な対応が必要な事例については、医師の診断書の義務がありますが、先ほどお聞きしますと、該当者はいないとのことでしたが、もし特別な対応が必要な児童に、これが義務化ならば、私は診断書費用なんか全額無料とかすべきだと思いますけど、そういうお考えはございませんか。教育長。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 具体的に診断書発行まで必要な該当の児童がおる場合には、やっぱり委員会としても措置を考えなければと思っています。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ぜひお願いしておきます。

給食の時間にアレルギー事故が起きないように、この対策として、食物アレルギーは血液検査でどういうのがあるんだと確認するのが一番と、以前は一般的に言われたんですけど、最近はそれだけでは正確な判断ができないといわれております。最近は食物負荷試験が一番いいと言われておりますけど、この食物負荷試験は専門医が原因食材及び食品を食べさせながら、どのくらいの量で発生するか、どのような症状になったかを確認する試験ですが、これはアナフィラキシーショック、いわゆる血圧低下や意識障害などの急性症状ですけど、これを起こす危険性と隣り合わせて、非常に難しいので、専門医とか専門病院で判断してもらうのが一番よいといわれております。これは4年前の質問で、近辺にこういうアレルギーとかの問題の医療機関で把握していますかの問いに、してないとの答弁で、調べておくということを答弁でもらっております。その後、何の音沙汰もありませんので、どのようになっていますかね。もし分かれば、お答えをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 負荷試験の対応できる医療機関についてでございますが、熊本市の手引書に載っている医療機関として、国立病院機構熊本医療センター、それから同じく熊本市内にありますけど、熊本地域医療センターの小児科、それから同じく熊本市内にありますけど、くわみず病院小児科という3医療機関が負荷試験のほうの対応可能機関として示されております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） もしアレルギー性の心配な方がおられましたら、こういう指導を、病院がこういうのがあるということをまた指導してください。先ほど言いましたが、議会答弁でよく調べますと、検討しますと言ったら、何の音沙汰もないことがあります。やはり議会は計画が進んでいるかどうかチェックするのが私たちの仕事です。議会で答弁したことは、誠実に実行していただきたいと思います。4年間のうち、皆さんは何年か検討しとると言うて、まだ答弁者に答えてない人もおられると思いますので、私たちもあと1回しか、これを抜かしてあと1回しかありませんよね。誠実にお願いしておきます。

食物アレルギーには特効薬はないともいわれております。学校でできることも本当限界がありますが、冒頭で申しましたアレルギーがあった食材をおかわりして食べて死亡した事故を受けて、独自にマニュアルを設けたり見直した自治体が相次ぎましたが、この町の対応はそのとき何か見直しとか、例えばマニュアルとかあるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 食物アレルギーに対する対応のマニュアルについては、現

在のところ、単独では作成はしておりません。国の指針に今準じて対応しているところがございますが、今後、町でもこのマニュアルの作成に取り掛かって進めたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ぜひお願いしておきます。

先ほど冒頭で言いました、調布市で起きたチーズ入りのチヂミですよ。これを渡して起きた死亡事故は、粉チーズはほんの1グラムにも満たなかったそうです。わずかなミスでも子どもの命を落としかねせん。保育でも、いつどこで起こるかということを知っておくべきです。そのためにはやはり正しい知識を得ることが大事ですけど、特にその中で知っておかなければならないケースはアナフィラキシーショックといわれている急性アレルギー反応のケースです。原因となる食べ物を口にしてから、短時間のうちに複数の臓器に症状が現れ、重い場合は死亡することがあります。忘れないように、定期的に啓発に努めてください。

最後の教職員の研修の取り組みの現状ですが、以前、アナフィラキシーが起こったときに、確かな知識をもって対応することが大切になります。いざというときの対応の取り組みについて、学校、保護者、かかりつけの医師との情報共有、アナフィラキシー発病時の対応などについて尋ねています。そのとき、教育長は私の現職時代にはまったくそういう病名さえ聞いたこともなかったということでしたが、最近では校内研修、県が行う研修ですか、先ほど言われました。全教職員が共有を図っているとのことでしたが、食物アレルギーは何度も言いますが、いつどこで起こるか分からないということを自覚して、先生たちは周りの人たちに正しい地域を教えることが不可欠です。特にアナフィラキシー発病の対応は一刻を争います。そのためには研修は重要ですけど、最近どのような研修になっておるんですかね、最近は。

それと、先ほどエピペンと言われましたけど、以前はエピペンは先生たちは使用できなかったんですけど、最近では職員がエピペンを使用できるようになったんですかね、そこをちょっと2点伺います。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 研修の中身のほうですが、だいたい食育の担当者、そして学校管理栄養士、給食センターの管理栄養士が一緒になっての研修会を県の玉名教育事務所主幹の中で行われたり、あるいは県、そして全国の研究大会も行われていますので、そういったところに参加して研修をする。この夏は、学校給食の研究大会が熊本県で行われた際には、南関町は教育課長が実践報告者でした。そういうことで、担当者はおっしゃるように常に新しい情報を得るために、研究大会あるいは研修会に参加をし、そのことはもう子どもの安全に関わることはすべての教師が知っ

ておかなければなりませんので、校内の職員会議や研修の場で、復講、帰ってから
の広めるための研修を行って回っているところです。

それから、エピペンの使用につきましては、一応保健室養護教諭が管理をする
という形で、各学校、校医さんの指導のもとでやっている。また、保護者にもしっ
かりと知ってもらおうというような手立ては取られていますけど、自由に使っていい
ということはありません。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

重症食物アレルギーが発病した場合、救急車を呼ぶにしても、現場にいる人た
ちがすぐに対応しなければ救えません。子どもの命がかかっております。現実に目
の前で起きて戸惑わないよう、何度も何度も研修に取り組んでください。

また、最近が多いですけど、災害時の食物アレルギーの子どもたちをどう守るか、
その対策も今後の課題として取り組んでください。

まとめに入ります。予算は100%執行されたからいいのではなく、最少の経費
で最大の効果を上げるべしとすると原則があります。効果的な執行が非常に大事で
あることが分かった上で不用額の妥協性を検討すべきであります。平成23年度か
ら27年度の不用額の平均を見ますと1億5,000万円が生じております。また、
繰越金は23年度から27年度の5年間の平均は1億5,964万9,000円です。
これは何度も言いますが、毎年少ない年で1億円、多い年で2億6,000万円
が繰り越されております。予算の住民のものとして、住民のために作られておりま
す。町長も住民のために日々努力されております。繰越金が億単位であります。住
民の望みが少しでもできるように取り組んでもらいたいです。

在宅支援につきましては、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保
険制度が始まりましたが、現状は家族介護の介護負担は軽減されていません。国は
病院の入院を短縮し、在宅で治療することを進めております。このことは家族の介
護の負担は並々ならないものが生じます。2025年問題です。約38万人の介護
職員不足といわれております。在宅介護、高齢者支援は、先ほど聞きますと平成2
3年度の1件だけです。これはあつてないようなもののようです。絵に描いた餅で
はいけません。現状に配慮した在宅介護者にも、早めの愛の手を差し伸べるべき
です。町長は住んでよかったプロジェクトに携わっておられましたので、子育て支
援施策には力を入れておられます。非常に素晴らしいことです。最近は度々、議員
さんからも指摘・要望もあります。高齢者支援にも力を今以上に注いでください。

最後の児童生徒の食物アレルギーについてですけど、今年、国内の食糧消費をど
れだけ国内で賄えるかを示す食糧自給率が、昨年度はカロリーベースで38%にな

ったと報じられておりました。カナダ、オーストラリアは200%ぐらいです。ドイツ95%、イギリスが63%、スイスで50%です。先進国の中で日本はあまりにも少なすぎるとですよね。これは食の安全・安心の観点からも、安易に輸入による依存はあまりよくないと、これはよくよく私は考えるべきだと思います。国民1人が1日にもう1口、17グラムですけど、国産米を食べると自給率は1%上がるそうです。少しでも上がるように給食のときには、ご飯を一盛り多く盛るように指導してください。自給率が上がれば、子どもに本当に国内で生産された食品が安心して食べられるようになります。議長は、自給率の問題を新聞等でちょっと見ましたけど、日本の農業は必ず国際化の波にさらされる危惧を抱かれておられました。この自給率は、日本の農業の将来にとっても重要な役割を担っております。また、この食物アレルギーの問題は、やはり子どもだけじゃありません。家族と学校も一緒になって、一人一人が食物アレルギーを理解し合うことが大切です。食の大切さは重要です。食は、前にも言いましたけど、命の源です。これから町を担う子どもたちのために、安心して楽しい給食を食べられるよう、今一度取り組んでください。

これで、私の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

来週の11日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。

起立、礼、御苦劳様でした。

-----○-----

散会 午後4時18分